

第2章 内部質保証

中期目標

自己点検・評価、情報公開及び法令遵守に関する実施体制等内部質保証に関する全学的なシステムの下に適切な実施を図るとともに、教育研究活動に関する社会的責任を積極的に果たす。

中期計画

【4】 本学の建学の精神、理念・目的を踏まえて教育研究活動状況に関する全学的な内部質保証の責任ある推進体制として、学長、副学長・学科長、有識者で構成する「内部質保証推進会議（仮称）」を設置し内部質保証のための全学的な方針、手続等について定め推進していく。

- ・ 内部質保証の目的、内部質保証推進のための役割分担（各学部・学科・研究科等の役割等）、教育の企画・設計、運用、検証及び改善の行動指針（PDCAサイクルの運用プロセス等）について策定し推進する。
- ・ 3つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）に基づく教育研究活動の状況について、定期的な自己点検・評価及び外部有識者による評価を行い、その結果を改善・充実に反映させるとともに状況について公表する。また、毎年度の決算状況・監査報告内容等の財務状況を公表するとともに教育研究活動のデータベース化を推進し東京医療保健大学紀要等に掲載し公表する。
- ・ 内部質保証システムの推進について、定期的に理事会・評議員会及び大学経営会議に報告し会議での意見・提言等を踏まえて、本学の管理運営及び教育研究活動等の適切な実施を図る。
- ・ 本学の建学の精神及び理念・目的を実現するために実施する平成29年度から平成33年度までの5年間の中期目標・計画について、毎年度の取組を着実に実施しその状況を公表するとともに、最終年度終了後には5年間の達成状況をウェブサイトにて公表する。

取り組み状況及び課題等

本学は、平成23年度の大学評価（認証評価）結果を踏まえて策定した第1期5年間（平成24年度～平成28年度）の中期目標・計画において「理念・目的」「教育研究組織」「教員・教員組織」「教育内容・方法・成果」等に関する34項目の計画を定め、教育の質の向上を図るため、教育研究活動等の改善・充実に取り組んでいます。

平成29年度より第2期5年間（平成29年度～平成33年度）の中期目標・計画がスタートしており、第1期で明らかにされた課題等を踏まえ、教育の質の向上を図るため、自己点検・評価、情報公開、法令遵守等に関する実施体制等の内部質保証に関するシステムをより適切に実施していくとともに、教育研究活動等の取り組み状況について社会への説明責任を果たすため、以下の基本方針に基づき取り組みを進めています。

なお、平成30年4月から千葉看護学部及び和歌山看護学部が開設されたことを契機に、全学自己点検・評価委員会にオブザーバーとして学生代表に参画いただいています。

〔内部質保証システムの基本方針〕

- a) 建学の精神、理念・目的を踏まえて、教育・研究・社会貢献活動状況について定期的に自己点検・評価を行い、教育研究の改善・充実を図りその結果をウェブサイト等に公表する（資料 2-1 <http://www.thcu.ac.jp/about/jikotenken/>）。
- b) 外部有識者（スクリー委員会委員）による検証を行い、検証結果を踏まえて教育研究活動等の改善・充実を図るとともにその状況を公表する（資料 2-2）。
- c) 理事会・評議員会及び大学経営会議における意見・提言等を踏まえて、管理運営及び教育研究活動等の適切な実施を図る（資料 2-3）。
- d) 毎年度の決算の状況及び監査報告の内容等財務の状況についてはウェブサイトにおいて公表する（資料 2-4 <http://www.thcu.ac.jp/about/post/>）。
- e) 保有する教育研究活動等の情報に関する公開請求に対して、学校法人青葉学園情報公開規程に基づき適切に対応する（資料 2-5）。
- f) 教育研究活動等に伴い関係する法令及び本学のサービス関係規程等に関しては、教職員へのコンプライアンス（法令・モラルの遵守）の徹底を図る。
- g) 教育研究活動等のデータベース化を推進し、東京医療保健大学紀要、年報、教育研究活動状況等についてはウェブサイトにて公表する。
（資料 2-6 <http://www.thcu.ac.jp/research/bulletin.html>）
- h) 文部科学省に提出する本学の学部・研究科に係る設置計画履行状況報告書については、社会への説明責任を果たすため速やかにウェブサイトにて公表する。
（資料 2-7 <http://www.thcu.ac.jp/about/rikojokyo.html>）
- i) 平成 30 年度に受審した大学基準協会による大学評価（認証評価）の実施結果に基づき、所要の改善を図るとともにその結果をウェブサイトにて公表する。
- j) 建学の精神及び理念・目的に基づき策定された、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間の中期目標・計画について毎年度着実に実施するとともに、中期目標・計画の実施状況について定期的に大学経営会議及び理事会・評議員会に報告し、最終年度終了後には実施状況をウェブサイトにて公表する。

〔具体的な取り組み〕

大学・学部・研究科等の理念・目的に基づく中期計画の履行に当たり、教育の質を確保しつつ適切な教育研究活動等を行い有為な人材の育成が図られているかについて、毎年度、学部自己点検・評価委員会、学部学科・研究科教授会等において自己点検・評価を行い、その結果は全学自己点検・評価委員会に報告され、全学自己点検・評価委員会においては中期目標・計画に照らし報告内容を審議し「点検・評価報告書」として取りまとめて内部質保証推進会議及びスクリー委員会に意見聴取を行います。そして、両者から意見表明された改善点等を学部長等会議に報告し審議・決定した後、学長から各学部学科・研究科教授会等にフィードバックを行い、PDCA サイクルを機能させ教育研究活動等の改善充実に取り組んでいます。

〔主な手順〕

1) 一般的な教育内容・方法等の改善

学部長等会議、全学教務委員会、FD・SD 委員会等において、以下の調査結果を受けて教育内容・方法等の改善について検討し改善を図っています（資料 2-8、2-9）。

- ・ 学生による授業評価 → IR 推進室(教務部、大学院事務室)で実施（資料 2-10）
- ・ 学生の学修に関する実態調査 → 同上
- ・ 卒業生・修了生に対するアンケート調査 → 学生支援センター、大学院事務室で実施
- ・ 文部科学省、大学及び医療系関係団体、民間教育企業等からの調査 → 企画部で実施

2) 自己点検・評価による教育内容・方法等の改善

学長のリーダーシップの下、中期目標・計画の達成に向け 3 つの方針に基づく教育研究活動等の取り組みが各学部学科・研究科において適切に行われているか、全学自己点検・評価委員会において点検・評価を実施し改善方策を講じています（資料 2-11）。

具体的には次のとおりです。

- 各学部学科・研究科の教授会、学部自己点検・評価委員会において、教育研究活動等の取り組み状況について自己点検・評価を実施し、その結果を全学自己点検・評価委員会に提出する。
- 全学自己点検・評価委員会においては、各学部学科・研究科等の教育研究活動等の取り組み状況を大学全体の「点検・評価報告書」として取りまとめ、内部質保証推進会議及びスクリー委員会に報告し聴取した改善意見等を学部長等会議に報告します。
- 学部長等会議においては、上記の両会議で表明された改善意見等を踏まえて審議を行った後、点検・評価報告書を大学経営会議及び理事会・評議員会に報告し、理事会の審議決定を経て、学長により社会に公表する。
- 内部質保証推進会議、スクリー委員会、大学経営会議及び理事会・評議員会において表明された改善意見等は、学長から各学部学科・研究科等にフィードバックを行い、各学部学科・研究科等は、学長の指示を踏まえて、教育内容・方法等の見直し・改善を図り教育研究活動等に反映させる。

3) 教育研究活動等の適切な実施

全学自己点検・評価委員会において、各学部学科・研究科等が実施する教育研究活動等の自己点検・評価結果を報告書として取りまとめ学部長等会議に報告し、学部長等会議で改善意見等について決定を行いますが、この過程において表明された、内部質保証推進会議及びスクリー委員会の改善意見等や、教学上の重要事項を審議する大学経営会議及び本学運営上の事項を審議する理事会・評議員会の意見等を踏まえて、学長の指示を受け、各学部学科・研究科等において改善に取り組んでおり、本学の管理運営及び教育研究活動等を適切に実施しています。

〔内部質保証体制システムが有効に機能しているか〕

教育の質保証については、学則第4条(自己点検・評価)、第5条(第三者評価)、第6条(情報の積極的な公表)において規定するとともに、第2期中期目標・計画に定める方針の下に取り組んでいます。各学部学科・研究科等の自己点検・評価結果に基づく、教育研究活動等の改善に資する重要事項については、各学部の各種委員会(自己点検・評価、教務(カリキュラム)、FD、入試、学生生活等)及び各学科教授会等において審議を行い、全学自己点検・評価委員会に報告します。全学自己点検・評価委員会においてはこれを「点検・評価報告書」として取りまとめて内部質保証推進会議及びスクリー委員会に報告し改善事項等について意見聴取を行い、学部長等会議に報告します。

学部長等会議においては改善意見等を踏まえて審議の後、点検・評価報告書を大学経営会議及び理事会・評議員会に提出し審議をいただきます。最終的には理事会において点検・評価報告書の内容について決定します。なお、各審議の過程において意見表明された改善事項については、学長の指示を受けて、各学部学科・研究科等において改善に取り組んでいます(資料2-12、2-13、2-14、2-15、2-16、2-17、2-18、2-19、2-20、2-21)。

本学は、建学の精神、教育理念・目的に基づき「社会からの信頼に応え、国際的通用性を備えた学士課程教育の構築を実現する」ために3つの方針を明示しています(資料2-22)。

- a) 学位授与の方針(DP)としては「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」及び「総合的な学習経験と創造的思考力」に関する学士力を有するとともに医療分野において高い専門性、豊かな人間性及び教養を備えていることを定め、
- b) 教育課程の編成・実施方針(GP)としては、本学の建学の精神、理念・目的及び学位授与の方針に基づいて制定することとし、
- c) 入学者受け入れの方針(AP)としては「医療の現場に強く、豊かな国際感覚を備え、医療の情報化に対応し、他の専門職と協働してチーム医療を実現できる人材を育成」するため、入学者選抜においては「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」という「確かな学力」を把握するとともに、各学科の教育・人材育成の目的にかなう能力・資質・意欲・適性等を判断することとしています。

なお、PDCAサイクルが有効に機能しているか、内部質保証システムの適切性については、大学経営会議(現員21名中12名が外部委員)において最近の大学教育を取り巻く社会の変化や国の制度改革等の動向を踏まえ、大所高所からチェックを受け、改善に努めています。

〔外部有識者による評価〕

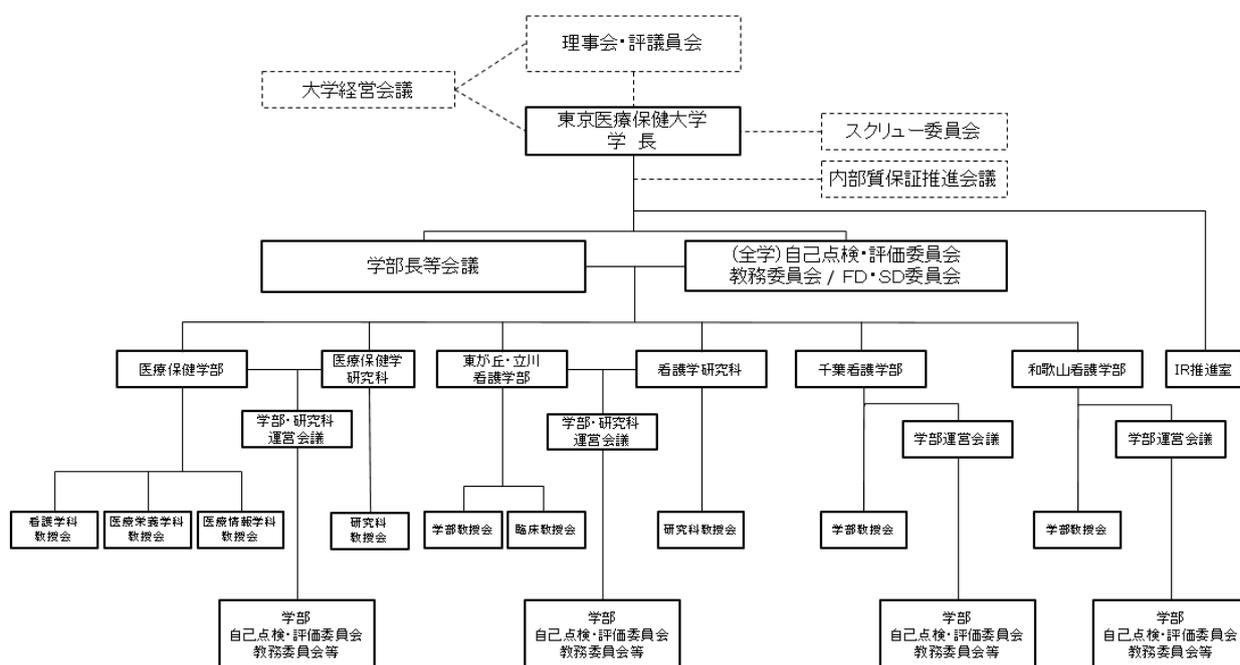
本学は、教育研究の質の保証を図る観点から、教育研究関連課題(教育研究組織・教育研究活動・学生支援・社会貢献及び社会連携の活動等)について、社会的側面から検討願外部から提言・評価を頂くため、有識者をもって構成する「スクリー委員会」(構成員：学外有識者5名、陪席：理事長・学長・大学経営会議室長・事務局長)を設置し年3回開催しています(スクリーは「船のスクリー(推進機)」、「改修(改善)のネジ」の意)。

スクリー委員会においては、全学自己点検・評価委員会が毎年度取りまとめる「点検・評価報告書」の学士課程及び大学院課程に係る教育研究活動等の取り組み状況や、課題について改善意見等を表明し、各学部学科・研究科等においてはスクリー委員会の意見等を教育研究活動等の施策に反映させています。なお、その取り組み状況については点検・評価報告書に取りまとめられ社会に公表されます。

〔全学的な教学マネジメント体制〕

内部質保証システムについては、全学自己点検・評価委員会において各学部学科・研究科等が取り組む教育研究活動等の状況について自己点検・評価を実施しその結果を報告書として取りまとめ、内部質保証推進会議及びスクリー委員会に報告するとともに、学部長等会議に報告し、各報告過程において表明された改善意見等については、学長において最終的にチェックし決定を行い、学長の指示を受けて、全学的な教学マネジメント体制により学士課程及び大学院課程の改善・充実を図るとともに教育の質の向上に努めています。

【全学的な教学マネジメント体制（一内部質保証システム一）】



このような内部質保証に係る取り組みについて、平成 30 年度受審の大学評価（認証評価）結果において、次のとおり提言を頂いており、今後改善に取り組んでまいります。

本学は、平成 30 年 4 月に千葉看護学部及び和歌山看護学部を開設したことから、全学自己点検・評価委員会の存続を前提にしつつ内部質保証推進会議を新たに設置しましたが、結果的には自己点検・評価のための全学的組織が 2 つ併存することとなり、無用な手間を要することとなりました。今後の対応としては、内部質保証推進会議を廃止し、全学自己点検・評価委員会において全学的な自己点検・評価を行うこととし、その構成員については、内部質保証推進会議の構成員も参考に検討することが適当と考えています。

<提言>

是正勧告

- 1) 内部質保証に責任を負う組織として「学部長等会議」を位置付けているものの、規程上では「内部質保証推進会議」がその任にあるとされており、両者の役割分担等が不明確であることに加え、自己点検・評価等の結果をもとに「学部長等会議」が全学的に改善・向上を推進する役割としているが、同会議は各学部長等に報告するにとどまっており、各学部・研究科等におけるPDCAサイクルを支援するための教学マネジメントを行う仕組みが整備されていない。また、学外有識者で構成する「スクリー委員会」は、教育研究活動等を充実・発展させるという重要な役割を担うにも関わらず、その位置付けは学長の私的諮問機関であり、規程もないため責任の範囲等が明確ではない。さらに、研究科の自己点検・評価は、その責任主体や手順等が不透明であり、組織的に実施しているとはいえないことなど、内部質保証体制には不備が多いため、是正されたい。

〔積極的な教育情報等の公表〕

本学においては、社会への説明責任を果たすとともに、特色ある教育の取り組み状況を情報提供し学生及び保護者が適切な情報を得られるよう、教育情報の公表に積極的に取り組んでおります。

また、学校教育法施行規則に定める教育情報や医療保健学部各学科、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部、和歌山看護学部、医療保健学研究科、看護学研究科に係る教育研究活動等の状況については、積極的にウェブサイトにて公表しております。特に、研究活動の成果としては「東京医療保健大学紀要」「医療関連感染(Journal of Healthcare-Associated Infection)」を発刊しウェブサイトにも公表しております。

(資料 2-23 <http://www.thcu.ac.jp/about/eduinfo/>)

教育情報の公表状況は次のとおりです。

事 項	公表している内容
7) 大学の教育研究上の目的及び学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針に関すること	建学の精神、大学学則、大学院学則、社会連携・協力に関する基本方針、国際交流に関する基本方針、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針
1) 教育研究上の基本組織に関すること	大学組織及び事務組織、大学・学部学科・研究科等の理念・目的
2) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	教員組織の編成方針、教員数・事務職員数(嘱託職員含)、年齢別教員数、教員一人当たり学生数(平成29年度)、専任教員数と非常勤教員数の比率(平成29年度)、教員の紹介

事 項	公表している内容
1) 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	志願者・合格者・入学者数の推移、 学生定員及び在籍学生数、 卒業(修了)者数及び学位授与数、退学者及び除籍者数、 留年者数、社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数、 就職・進学状況
2) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	教育課程編成・実施の方針、講義内容(シラバス)等、 授業カレンダー
3) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	学位授与の方針、各学部・研究科履修規程、 ※各種アンケート調査結果
4) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	教育環境の整備に関する実施計画、 校地・校舎・講義室・演習室等の面積
5) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	学部学科・専攻科・研究科の入学金、授業料等
6) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	学生支援に関する基本方針、学生支援の取り組み状況、 就職支援スケジュール
7) 社会連携・社会貢献に関すること	社会連携・協力に関する基本方針、公開講座の実施状況、 大学院公開講座等の実施状況、ボランティア活動状況、 学生の課外活動の状況、国際交流(研修)事業、 産官学連携事業

このほか「データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組み」に基づき実施された「大学ポートレート」(公的な教育機関として公表が求められる情報等を公開する仕組み)に参加して、本学の各学部学科・各研究科に係る特色ある教育研究活動等の情報を公表しています。また、私立大学に係る「大学ポートレート」は日本私立学校振興・共済事業団のホームページで公開されています。

また、決算等の財務状況についても独立監査人による監査結果報告書及び学校法人青葉学園の2名の監事による監事監査結果報告書についてホームページに公表しています。

財務情報の公表は次のとおりです。

- 1) 決算説明書
- 2) 資金収支計算書
- 3) 消費収支計算書
- 4) 貸借対照表
- 5) 財産目録
- 6) 事業報告書
- 7) 監事監査報告書
- 8) 独立監査人の監査報告書
- 9) 消費収支計算書関係比率(法人全体)
- 10) 消費収支計算書関係比率(大学単独)
- 11) 貸借対照表関係比率(私立大学)
- 12) 科学研究費の採択状況
- 13) 学外研究費

本年度は、平成 29 年度スタートの第 2 期 5 年間における中期目標・計画の 2 年目にあたり、教育研究活動等の取り組み状況についての進捗状況を明らかにしておりその結果については、全学の自己点検・評価委員会において報告書を取りまとめ、大学経営会議及び理事会・評議員会において審議・承認を経た上で本学のウェブサイト公表しており、社会からの評価を真摯に受け止めて教育研究活動等を着実に推進しています。

なお、第三者評価として 2 回目の大学基準協会による大学評価(認証評価)を受審し、その結果についてもウェブサイト公表しています(資料 2-24)。

平成 29 年度東京医療保健大学点検・評価報告書における教育研究活動等の取組状況
及び課題等に関するスクリー委員会委員からのご意見等について

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p>◆4 章「教育課程・学習成果」 (1) 現状説明(23 頁～55 頁) 点検・評価項目①: 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表して <u>いるか。(23 頁)</u></p> <p>○貴学の博士(看護学)の考え方を教えてください。 Doctor of Philosophy か Doctor of Health education か Doctor of Health Science か。 混合型となるなら、どれくらいそれぞれに注力しているか教えてください。(今村委員)</p>	<p>【大学院医療保健学研究科】 混合型と捉えています。Doctor of Philosophy 3 割、Doctor of Health Science 7 割くらいのイメージであります。 博士として、独創性のある博士論文を提出することを要求していますが、入学者の想定としては、実践経験があり、医療の発展に尽くしていく意思のある者となります。また、修了後は、教育職または実践家として活躍していくことを想定しています。 博士課程においては、研究能力の育成に必要な理論構築や技術開発に関する方法論のコースワークを含んだ教育を行うとともに、自身の実践の積み上げの中から生み出された研究疑問や研究課題を探求することに注力しています。 実践を研究につなげる研究者としての活躍を願って、教育を行っています。 (資料参照)</p> <p>【大学院看護学研究科】 看護学研究科博士課程においては、すべての学生に最先端の分子生物学、実験医学の知識及び手法について教授するとともに、語学・生態学・環境学などの学際的知識を駆使した総合的アプローチにより世界の健康問題の解決をめ</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p data-bbox="165 424 1077 552"><u>点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。(24頁～38頁)</u></p> <p data-bbox="165 616 1077 839">○医学系では近年学部学生の理科力の偏在（低下）が言われているが、対応はいかがでしょうか。特に生物履修が「生物基礎」（特に「新編生物基礎」）を履修した者と「生物」まで履修した者の差が大きいです。医学系の専門知識の習得では必須と思われませんが対応はいかがでしょうか。（今村委員）</p>	<p data-bbox="1108 229 2078 357">ざす Global Health 領域でも活躍できる人材を育成しています。したがって本課程において授与する博士については Doctor of Health Sciences に相当するものと考えます。</p> <p data-bbox="1108 616 1429 647">【医療保健学部看護学科】</p> <p data-bbox="1108 663 2078 935">1 年次前期に開講される選択科目である「生物Ⅰ」は、看護師国家試験の出題基準のうち細胞や組織の構造と機能に関する出題基準に沿って講義内容を吟味しています。入学時のガイダンスにおいて、高校における生物の履修の有無に関わらず看護を学ぶ上で基礎的な生物学的知識となることから選択科目「生物Ⅰ」の履修を推奨しています。その結果、例年 9 割以上の学生が「生物Ⅰ」を履修しています。</p> <p data-bbox="1108 951 2078 1318">上記の通り、看護学科での選択科目「生物Ⅰ」の講義内容は、高校生物の復習的内容すなわちリメディアル教育としての位置づけではなく、看護師国家試験出題基準に沿って、看護を学ぶ上で有用となる生物学的知識を教授する位置付けで行っています。さらに、医療保健学部看護学科の入学試験受験者の傾向として、生物（生物基礎と選択生物の内容から出題される範囲）で受験する学生が 9 割以上を占め、一般入試受験者の 9 割以上は生物（生物基礎＋生物）を高校で履修もしくは受験のために学習してきた学生が多くみられます。</p> <p data-bbox="1108 1334 2078 1414">これらの状況から、現時点では生物の未履修による弊害は感じられません。ただ、ここ数年で顕著になった傾向ですが、高校で生物を履修し受験で利用</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p>○学部教育では「多職種連携」が重要なテーマとなっていますがどのように取り組まれていますか？(今村委員)</p>	<p>していたのにも関わらず、「生物Ⅰ」の定期試験で履修者全体の平均点よりもかなり低得点の学生が生じている状況がみられます。これは「理科力の低下」というよりも「学習に対する姿勢、意識の低下」による現象であることが予想されると思います。</p> <p>【東が丘・立川看護学部看護学科】</p> <p>いわゆる「理科」に「数学」を加えた「自然科学の基礎」を必修科目として設定し、医学部、理学部及び農学部出身の複数の担当教員により講義を行っています。また使用する教科書（「自然科学の基礎知識を知る」東京化学同人）は担当教員らにより執筆されたものです。</p> <p>【医療保健学部看護学科】</p> <p>複数の科目において、多職種連携の基盤を形成する教育に取り組んでいます。</p> <p>具体的には1年次の「クリティカルシンキングⅠ」では、他者に自分の考えを的確に伝えるための文章表現力を獲得するために、少人数グループでの指導を取り入れています。また、「看護学概論」では、実践現場の見学体験をもとにした看護に対する自分の考えを1分間でプレゼンテーションすることを通して、自身の考えを持ち、他者にそれを端的に伝える機会を作っています。2年次の「キャリア教育Ⅱ」では、倫理的課題についてグループ内討論を行うことによって、他者の意見を聞きつつ、自分の意見を伝える力を養っています。3年次の「チーム活動論」では、チーム STEPPS の枠組みをもとにチーム活動について学んでいます。4年次の「協働実践演習」では、医療保健学部の3学科の学生が混在するグループで健康問題を解決するワークを行い、互いの専門性と強みを生かしながら多職種チームで問題を解決する演習を行っています。</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p>○高度実践看護コースにおいて、NP の教育と特定看護師の教育をどのように整理されて教育されていますか？なかなか整理が難しそうですが。(今村委員)</p> <p>Op. 26 「協働実践演習」においては、…」とあるが、これは全員必修ですか。(脊山委員)</p>	<p>【東が丘・立川看護学部看護学科】</p> <p>3 年次「看護管理学」「在宅看護学概論」の中で多職種連携についての教育内容を押さえています。その後 4 年次に「チーム医療論」の科目の中で東京医療センター・災害医療センターの病院長、副院長、看護部長、薬剤部長など組織のトップが職種を越えて活動することをどのように考えているかを含めて病院内にある医療チームの活動の実際を講義して貰っています。</p> <p>地域医療についても地域連携室がどのような連携をしているか、その実際を講義して貰っています。学生も実習中は、当然その病棟のチームの一員と捉えるように認識して実習を行っています。</p> <p>【大学院看護学研究科】</p> <p>先生が仰るとおり複雑です。今までのシラバスと特定行為研修の省令で出された教育内容を突合し、全て満たすように追加修正を行い、講師の先生方にご協力をお願いしております。その結果、時間と内容がシラバスの科目を跨いでいるものがあります。一応学生が理解できるようにシラバスにも表示しております。</p> <p>【医療保健学部】</p> <p>「協働実践演習」は医療保健学部 4 年次前期の必修科目であり、看護学科、医療栄養学科、医療情報学科の学生が混在する 10 名程度のグループでグループワークを行い、3 学科の教員によるチームティーチングを行っています。</p> <p>グループワークでは、『糖尿病』を主題として、健康障害などの問題解決や援助計画について意見交換し、各専門職の役割を認識するとともに、今まで学んだ各学科の専門科目の内容をチームに活用して貢献できる力を養うこと</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
	<p>を3学科共通のねらいとしております。</p> <p>また、協働実践演習の目標として対象者が、健康や生活の質の向上に向けて主体的な実践力を形成できるように、他の学生と協働し、支援するための基礎的能力を養うとし、以下の4項目を挙げています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 協働すること（チームアプローチ）の意義を理解する。 2) 自分・チームメンバーのプロフェッショナリズムを理解できる。 3) 自分の専門職としての役割を明確にし、チームに貢献できる内容を提案できる。 4) 今までに学んだ知識及び経験をチームに活用できる。 <p>特に、医療栄養学科としての協働実践演習の学修到達目標は、多職種との協働が患者に対してより有用な支援の実践につながることへの理解とその手段の習得であり、事前課題及び協働実践演習を通して自分自身の専門性を再確認し、チーム内での自分自身(管理栄養士)の役割を考え、行動できるようにする。</p> <p>また、専門性の異なる他職種に管理栄養士の専門性や役割を説明でき、理解してもらえるようにする。さらに他職種の専門性を理解し、問題解決や援助計画について意見交換し、他職種にタスクを依頼できるようにします。協働実践演習を通して、これまでの学びで修得した知識やスキルを振り返り、不足している力を残りの学生生活で養って欲しいと考えております。</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p>○高度実践看護コースで「特定行為に係る看護師の研修制度」を終了した135名の研修した特定行為はどのような内容だったでしょうか。今後検討すべき研修上の課題は多いのでしょうか。また、研修終了後に現場復帰した看護師の活動状況は分かっているのでしょうか。 (山口委員)</p> <p>○高齢化と共に社会的要請の質的な変化が起きており、教育カリキュラムは今後も絶えざる改善の余地はあると思われるものの、真摯な努力が窺える。(山本委員)</p>	<p>【大学院看護学研究科】 21区分、38特定行為全てについてです。学生は実習中に個人で見学か実施まで行ったかチェックし指導医の印鑑を頂くようになっています。他に評価を実施しております。実施した経験項目には学生の差が出ておりますが、学内で何度かトレーニングをすれば良いという指導ですので、一応終了時には全員に全項目の実施証明を出しております。</p> <p>【医療保健学部看護学科】 地域包括ケアの中で看護師が担う役割を考えることができること、また、自身のキャリアについても加齢とともに様々な働き方をイメージすることができるよう、広い視野で俯瞰して捉える力の醸成に取り組んでいます。 具体的には、1年前期の医学医療概論では、新聞報道をもとに社会的課題について考え・議論し発表する機会を持ち、2年前期の地域保健活動演習では、地域診断の基礎を学び住民を対象とした健康づくり活動の企画・運営を行っております。</p> <p>【医療保健学部医療栄養学科】 平成28年度実施のカリキュラム改定時には約10年ぶりに教育内容の見直しを行い、最近の社会的要請を反映して「地域栄養学実習」を新規科目として加えました。また、各科目内においても、“高齢者”、“地域”などをキーワードとした内容をより多く含めました。改定以降の教育カリキュラムは原則、厚生局への届出通りの内容が基本となるため、社会的状況を鑑みて、時間の配分などの調整により対応しており、今後も努力していきます。</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
	<p>【医療保健学部医療情報学科】</p> <p>超高齢社会では在宅医療の重要性が増し、また、医療は単独でなく、介護・福祉とボーダレスに連携していくことが求められています。そのためには、限られたリソースを有効に活用する必要があります。一方、効果的な健康・医療政策の決定にあたって、膨大なデータの分析で得られたエビデンスに基づいた決定が求められます。いずれにおいても、ITの活用が不可欠と考えられます。</p> <p>医療情報学科では、このような社会情勢に対応した授業科目の新設や内容の変更を行いました。診療プロセス論Ⅰ～Ⅲでは、医療の変化に対応した医療機器・検査の学習及び体験、リハビリテーション・緩和ケア・保健活動などの実態についての学習・見学を行っています。ITの浸透により蓄積される医療・健康データの評価分析能力を修得するために3学科共通科目であるデータサイエンス以外に、臨床データ分析Ⅰ～Ⅱなどの科目を追加しました。企業実習では、実習先に介護老人福祉施設を追加しました。</p> <p>【東が丘・立川看護学部看護学科】</p> <p>有り難うございます。年度毎にカリキュラムの変更は不可能なこともあり、どうしても必要な場合は、統合科目での内容の追加修正等を行っております。学生達が働く医療の職場になりますので、あまりにも異なった内容には戸惑うことのないように資料等(事故調査制度、医療・介護・福祉の一体改革、地域包括システムなど)も配布して理解を得ています。</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p data-bbox="163 229 1079 309"><u>点検・評価項目④: 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。(39 頁～45 頁)</u></p> <p data-bbox="163 373 1079 501">○教養教育での「リベラルアーツ」の重要性が言われていますが、学生を「リベラルアーツ」の世界へいざなうための取組をされていますか？ (今村委員)</p>	<p data-bbox="1106 373 1429 405">【医療保健学部看護学科】</p> <p data-bbox="1106 421 2078 740">医療保健学部看護学科では、平成 29 年度に学位授与方針に沿って卒業時到達目標を設定し、それらを枠組みとして、各科目の位置づけを整理しました。これを履修系統図として示し、各学年に行っている履修ガイダンスにおいて、配布・説明しています。その際、学位授与方針である「豊かな教養と人間性に支えられ、人間としての思いやり・人との絆・生命への畏敬・倫理観をもって看護を実践できる能力」の獲得には「リベラルアーツ」が不可欠であることを説明しています。</p> <p data-bbox="1106 756 2078 1075">また、1 年次の看護専門科目である「機能看護学Ⅰ」において責任や意思決定等をテーマとしたディスカッションを行い、答えが一つとは限らない問いに取り組むことで「リベラルアーツ」の必要性を実感できる機会を作っています。現在、医療保健学部ではキャップ制をとっており、各学年での修得可能単位数には制限がありますが、「いのち・人間の教育」分野の複数の科目については、上限設定に含めないこととし、学生が「リベラルアーツ」を学びやすいようにしています。</p> <p data-bbox="1106 1139 1482 1171">【医療保健学部医療栄養学科】</p> <p data-bbox="1106 1187 2078 1362">教養教育において「リベラルアーツ」を掲げてはいませんが、「いのち・人間」「社会科学」「自然科学」「外国語」「情報科学」の分野から選択できるため、幅広い分野の知識に触れることが可能であり、リベラルアーツの学びに繋がっていると考えられます。</p> <p data-bbox="1106 1378 2078 1410">また、キャリア教育や海外研修なども自分の目指す領域だけに捉われず、</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p>○東が丘・立川看護学部の4年次の病院実習は活発に行われているようですが、医療保健学部の看護学科での統合実習も同じような実習が確保されているのでしょうか。(山口委員)</p>	<p>様々な視点の知識や見解を学習できる取り組みであり、学生の自主性や判断力を養う機会となっていると考えます。</p> <p>【医療保健学部医療情報学科】</p> <p>医療情報学科では、専門科目を学ぶ上で基礎となる基礎数学、情報科学等は1年次に配置し、医療情報の専門を学んだあとに更に広い世界へいざなうために、経済学、法学、家族社会学、ジェンダー論などのいわゆる教養科目の多くを3~4年次に配置しています。これにより学んだ医療情報の専門性と社会との関りを学生自らが考察でき、多様な見方ができるようになるというリベラルアーツを意識したカリキュラム構成としております。</p> <p>【東が丘・立川看護学部看護学科】</p> <p>看護教育課程でリベラルアーツを考慮したカリキュラムは、重要性は理解しています。しかし、限られた資源と環境の中で教科目として取り込む難しさを実感しています。選択科目は少ないので、専門基礎科目や専門科目の中で看護の場合は対象が人間ですので、「人間の生き方・考え方」を考える教育のきっかけが可能と思っています。</p> <p>【医療保健学部看護学科】</p> <p>看護学科では、平成30年度からの新規科目として「看護の統合実習」を開講します。4年間を通じての往還型学習（学内と臨地を行き来する学び方により、学修の深まりをねらう）の総まとめとなる位置づけで、卒業後の実践への橋渡しともなるよう、4年後期の必修科目となります。学生は各自の学習動機・志向に応じた看護学領域で、これまでの学修と実習体験を統合して更なる課題に取り組みます。実習施設は、NTT 東日本関東病院、東京通信病院を</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p>○千葉看護学部、和歌山看護学部の発足は、高齢化社会における地域医療、在宅医療への人材提供の強い要望が背景にあると考えますが、学生の教育の中でこの方面についてどのように取り組まれているのか、報告書からは読み取れませんが、どうなのでしょう。 (山口委員)</p>	<p>はじめとするおよそ 30 か所を確保しており、各看護学領域の対象特性や実践の特徴の理解につながるものと期待しております。</p> <p>千葉看護学部及び和歌山看護学部は、平成 30 年 4 月に開設した教育組織であり、本点検・評価報告書に記載しておりませんが、以下のとおり教育の取り組みについて説明いたします。</p> <p>【千葉看護学部看護学科】</p> <p>千葉看護学部は地域医療機能推進機構 (JCHO) との協定のもと、地域医療に貢献できる人材を育成すべくカリキュラムを構築し開始をいたしました。1 年生を例にとると、すでに 1 回目の臨地での見学演習を終了しましたが、その際、病院ばかりでなく地域医療連携室、ディケアセンター、健康管理センター等の、在宅で療養生活を送ったり、疾病の予防段階にある人々を対象とした施設も見学先として取り入れました。また、医学医療概論として、JCHO 病院や船橋市地域包括ケア推進課から講師を派遣していただき、地域医療推進の必要性とその具体例としての病院や自治体の活動を学べるようにしました。</p> <p>その他、看護基礎教育の一般的な科目においても、常に地域連携を視点として取り入れ、地域包括ケアシステムのもと、人々が在宅から病院、病院から在宅へと早期にまたスムーズに移行できるよう支援する力を育成することを強化してまいります。</p> <p>【和歌山看護学部看護学科】</p> <p>和歌山看護学部は和歌山県、和歌山市、日本赤十字社和歌山医療センターとの協定のもと、「発展的に地域社会の看護を創造」しうる看護職の育成を目的にカリキュラムを構築し教育を開始しました。そのための基盤となる科目として 1 学年次前期から開講する「わかやま学」があります。和歌山の文化、</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p>○e-learning の整備が興味深い。今後の発展を期待したい。</p> <p>○高度実践看護コースはシミュレーション教育など先端的な技術を用いた教育に取り組んでおり、評価したい。ICT を活用し看護師を通じた死亡診断のための指針に沿った教育など、社会の要請にいち早く対応できている。</p> <p>博士課程教育は、貴学の特徴を明確に打ち出し、他大学との差別化を図るのも良いのではないか。(山本委員)</p>	<p>地域の特性や生活する人の理解を深めるために県内の専門家から講義をいただくとともに、人々の健康な生活のためにできることを地域の人々の声をもとに自ら考える内容で進めています。さらに、2 学年次には「地域看護活動実習」において、地域住民の健康生活を地域全体で協力できるよう支援していくための学修を設定しています。看護専門科目においても、様々な健康状態にある住民にとって最適な場で生活が送れるよう地域特性を踏まえた内容を盛り込んでいます。「ボランティア論」「ボランティア活動論」において、地域での活動も計画しています。</p> <p>地域の理解と看護学の学びを並行していくことで、地域医療の一員としての志向性を培ってまいります。</p> <p>【医療保健学部医療情報学科】</p> <p>e-learning は、2017 年度から資格試験対応の演習問題で試験運用を開始しています。今後は、学生の利用意欲を向上させる仕組み、新たな演習問題を継続的に追加蓄積していく仕組み、学生の誤答等の分析結果を授業に生かすような仕組み作りにも取り組みたいと考えております。</p> <p>【大学院看護学研究科】</p> <p>やっと学内でシミュレーション教育が可能となりました。医師のシナリオではなく、NP の修了生達が作成したシナリオを用いて統合演習を実施しております。徐々に医師から直接ではなく先輩 NP からの指導による方法も可能になってきております。</p> <p>博士課程教育は、まだ 2 回目の修了生を出したところですが、ご提案のご意見は頼もしいと思っています。</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p data-bbox="163 229 1079 309">点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。(46頁～48頁)</p> <p data-bbox="163 373 1043 549">○教科ごとの成績で実習と試験の比重には一定のルールはありますか。全て試験で点数を出しているケースなどないでしょうか。また、卒業前の総合試験のようなものは実施されていますか。(今村委員)</p>	<p data-bbox="1106 373 1429 405">【医療保健学部看護学科】</p> <p data-bbox="1106 421 2074 501">医療保健学部看護学科には成績評価において実習と試験の比重を定めた一定のルールはありません。</p> <p data-bbox="1106 517 2074 644">各科目の担当教員は、科目の特性に合わせて成績評価の方法を決めています。多くの科目において、筆記試験やレポート、小テストやグループでの取り組み、成果物、発表や討論への参加等、複数の方法を組み合わせて評価をしています。</p> <p data-bbox="1106 660 2074 836">成績評価における筆記試験の割合は0%～100%であり、0%は実習科目、100%は基礎医学系の科目となっています。また、いわゆる卒業試験に相当するものではなく、必要な単位が修得できたことをもって卒業の要件としています。</p> <p data-bbox="1106 900 1482 932">【医療保健学部医療栄養学科】</p> <p data-bbox="1106 948 2074 1362">成績評価法については、各教員が教科の特性を考慮して作成し、あらかじめ入学時に公開周知してあるシラバスに沿って行われています。シラバスによると、教科によっては全て試験で点数を出しているケースも存在はしていますが、多くは出席状況・授業中の態度なども加味して、レポートや筆記試験などで評価しています。また講義と実習は別々の単位となっていますので、それぞれの評価は総合的に行うではありません。したがって実習科目は試験のみで評価されることはありません。それぞれ、教員独自の考えで評価していますが、多くの場合、実習中の取り組み、課題レポートの提出状況や内容などを評価に含めています。</p> <p data-bbox="1106 1378 1733 1410">以下、主な科目の評価方法を具体的に紹介します。</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
	<ul style="list-style-type: none"> ・給食経営管理論では、座学(ペーパー試験)と実習授業の評価において特別な比重、バランスをとるルールなどは設定していません。 座学でのペーパー試験は、再試験を課すかどうかの判断に試験そのものの点数を使いますが、本試験で 60 点以上をとった学生の成績は、試験点数そのままではなく、日頃の授業態度等を加味します。例えばですが、授業時間外も含めて質問する学生などは評価を上げますし、遅刻が多い学生の評価は下がるということです。ただ、教員の主観的評価も入ってしまうことは否めません。 実習授業では、評価を客観的点数で出すことが困難ですので、どうしても教員の主観的評価になりやすいです。給食経営管理論実習は、授業内容の関係で 1 授業に 3 人の教員が関わります。評価は各教員がそれぞれ行い、最後に合議で成績を付けますので、主観的な評価がやや和らぐと考えています。評価項目は授業開始前(セメスター前)に教員間で相談して決めています。平成 30 年度からは、客観的評価も加えるため、実習授業に合致したペーパー試験を実施する予定です。 ・「臨床栄養学実習 I」では授業への取り組み・課題評価で 6 割以上かつ試験で 6 割以上の評価点で合格としています。課題の評価については、その都度、学生に評価基準を示しています。一方、試験は主体的に実習に取り組んだかを評価することができる内容としています。 ・基本的に教科ごとの成績に関しては、各教員の裁量で行っています。実習、実験における試験については、定期試験にて試験を行っている教科、行っていない教科もあります。また、定期試験で試験を行っていない教科についても、授業期間中に小テストなどで行う場合もありますが、これらの試験の点数だけで成績評価を行うことはなく、授業内容ごとの提出レポートなどを中心に総合的に評価をしています。

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
	<p>ほかに 「教科」→「科目」、「試験」→いわゆる「ペーパーテスト」、 「実習」→「ペーパーテスト以外の評価方法(実技など)」 と解釈させていただき、次のように読み替えて、お答え致します。 「該当科目の成績評価で、ペーパーテストとそれ以外の評価法の配分のルールは？」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「体の仕組みと働きⅠ・Ⅱ」では学生の自己学習を促すことと知識の定着を狙い、授業ごとに課題を課しています。成績評価は定期試験の点数と課題の達成度に応じた点数を考慮して行っております。 ・「解剖生理学実習」では文献の調べ方、レポート作成方法、科目に関するより深い知識の修得を狙い、レポート作成を課しています。コミュニケーション能力の向上のために学生による実習内容の発表討論会を実施しています。また、学生の自己学習と知識定着のため課題を課しています。成績評価は定期試験(40%)・レポート(40%)・発表(10%)・課題(10%)で行っております。 ・「栄養生理学実験」では文献の調べ方、レポート作成方法、科目に関するより深い知識の修得を狙い、レポート作成を課しています。コミュニケーション能力の向上のために学生による実習内容の発表討論会を実施しています。また、学生の自己学習と知識定着のため課題を課しています。成績評価は定期試験(40%)・レポート(40%)・発表(10%)・課題(10%)で行っております。 <p>卒業前の総合試験的な科目として4年生の後期に10月から12月にかけて行われる総合演習Ⅱがあります。この科目は、社会で活躍できる管理栄養士となるために、専門基礎分野である「社会・環境と健康」、「人体の構造と</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
	<p>機能及び疾病の成り立ち」、「食べ物と健康」及び専門応用分野である「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」などの講義・演習により、科目を横断して知識・技能を統合し、総合的な能力を養うことを目的に行っています。</p> <p>【医療保健学部医療情報学科】</p> <p>教科ごとの成績評価では、実習と試験の比重には一定のルールは定めていません。しかし、2016年度入学から適用している新カリキュラムでは、従来の座学科目を、座学と演習を組み合わせた科目に再編し、出来る限り演習を通して学習ができるような改革を実施しております。このような改定により授業中に実施される演習課題等を成績に加味する環境を整えつつあります。</p> <p>また2016年度入学生の新カリキュラムにおいては、4年後期に「医療情報総合演習Ⅳ(卒業試験)」の科目を設置し、医療情報学科の卒業目標である知識や技術を獲得しているか総合的に判断する卒業試験を実施することにしております。</p> <p>【東が丘・立川看護学部看護学科】</p> <p>シラバスに、どのような評価法を実施するか、全ての科目について詳細に記載しておりますが、それを見ますと試験だけで点数を出している科目はありません。</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p data-bbox="163 229 1079 309"><u>点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。(48頁～51頁)</u></p> <p data-bbox="163 373 1079 501">○NP の課程を卒業した学生で NP の資格を活かして働いている人の割合はどれくらいでしょうか？活かしている人とそうでない人の明暗が分かれるように思えます。(今村委員)</p> <p data-bbox="163 660 1079 836">○医療保健学部看護学科で行われている学習成果の可視化に、同じルーブリックで学生と教員が評価を行い、授業法などの改善に役立っている試みは興味がありますが、他の看護学科などでも行われているのでしょうか。(山口委員)</p>	<p data-bbox="1106 373 2078 596">【大学院看護学科研究科】 本学の高度実践看護コースは、平成 30 年 3 月までに 7 期 135 名の修了生を輩出しております。ほぼ殆どの修了生は、現在 NP として働いております。数人が退職したことは情報としてありますが、その後の活動についての詳細な情報は得られておりません。</p> <p data-bbox="1106 660 2078 932">【医療保健学部看護学科】 医療保健学部看護学科では、平成 27 年度入学生から 1 年次及び 2 年次の実習において、学生と教員が同じルーブリックを用いて、実習における目標の設定や評価を行っています。さらに平成 29 年度には 1 年次の実習において、臨地の指導者が多忙な業務の中でルーブリックの内容を理解できるよう、簡易版を作成、使用しています。</p> <p data-bbox="1106 995 2078 1219">【東が丘・立川看護学部看護学科】 グループワークの発表会では、課題について参加者全員でルーブリック評価を実施している科目もあります。特に演習科目では役割を交代しながら観察者の評価、患者役としての評価などを実施者にフィードバックするために実施しています。</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p>○修了生の動向調査が興味深い。学位取得によるキャリアの発展が可能になっている様子がわかる。(山本委員)</p> <p><u>点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</u> (52頁～55頁)</p> <p>○看護師国家試験合格率 100%おめでとうございます。(今村委員)</p>	<p>【大学院医療保健学研究科】</p> <p>ご指摘ありがとうございます。平成 26 年度に実施した修了生動向調査では、61.8%の回答率を得ることができ、修了生の状況を把握することができました。回答者の年代は 40-50 代が最も多く、職場の中核を担う年齢である中、8 割以上が現場に役立っていると答えており、大学院教育が医療の発展を牽引する可能性を示せたように思っております。但し、昇給・昇格と直結している事例は多くなく、専門的職種や管理的職位にあるものが大学院進学を志向している傾向も見られました。</p> <p>今後も、定期的な研究会などを通して、修了生が学び続ける支援を行いながら、教育ニーズの把握も行っていきたいと思います。</p> <p>【医療保健学部看護学科】</p> <p>ありがとうございます。念願の看護師国家試験合格率 100%(新卒全国平均 96.3%) を取ることができました。他に全国合格率が大変低かった保健師国家試験(新卒全国平均 85.6%)、助産師国家試験(全国平均 99.4%) も 100%の合格率でした。</p> <p>国家試験対策として、1 年生に国家試験ガイダンス、2 年生にガイダンス、低学年対象専門基礎科目実力確認テスト・テストの解説、保健師模擬試験、3 年生にガイダンス、第 107 回看護師模擬試験・問題解説、看護師・保健師</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p>(2) 長所・特色(55頁～58頁)</p> <p>○医療情報学科においてデータベース教育を開始していただいていることは望ましいです。今後 SQL の知識やオラクル等のデータベース運用の知識などが重要となってくると思います。強化を考えてみるのはいかがでしょうか。(今村委員)</p>	<p>模擬試験(年4回)、看護師対策講義、4年生看護師・保健師模擬試験(看護師年4回・保健師年3回)、ガイダンス(年4回)、第107回看護師問題解説、対策講義(クラス分け年2回各3日間)、「弱点補強講座」(25名11月～本試験まで週1回程度10回)を実施してきました。</p> <p>引き続き、100%合格を目指し、国家試験対策プロジェクトとして対策を強化してまいります。</p> <p>【東が丘・立川看護学部看護学科】</p> <p>有り難うございます。担当教員と学生の気持ちが一一致した結果であると思えます。本当に良く頑張ったと思えます。</p> <p>【医療医保健学部医療情報学科】</p> <p>学生が各自のパソコンにインストールして、いつでも自己学習できるように RDB(リレーショナルデータベース)は Microsoft の ACCESS を、SQL は PostgreSQL を用いて講義及び演習を行っています。</p> <p>世界的なシェアが高い Oracle との差異については、講義の中で触れてはいますが、今後、可能ならば Oracle の操作体験ができるような教育環境を整備していきたいと考えています。</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p>(3) 問題点(58頁～59頁)</p> <p>○「医療情報」の分野は日進月歩であり、少数の教員でカバーすることが難しいです。外部の専門家に頼らざるをえないが、この分野の最先端の専門家は教えるのが恐ろしく下手だという問題があります。学内の教員は「外部専門家」の話す内容の「翻訳者」として伝えていく必要もあると考えます。(今村委員)</p> <p>○高度実践看護学コースは、夜間開講、単位制、e-learning など、履修しやすい体制を構築してはどうか。今後の特定行為研修制度全般に参考になるように思う。(山本委員)</p> <p>◆第5章「学生の受け入れ」 <u>点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。(61頁～62頁)</u></p> <p>○一般入試で3つの要素(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)を見ているのでしょうか。(脊山委員)</p>	<p>【医療保健学部医療情報学科】</p> <p>医療情報の多様な分野についての教育対応として、多くの非常勤講師を依頼しています。その依頼に当たっては、他大学等での講義実績や学会・協会主催の講演会等での講演実績等を考慮しております。また、専任教員には、興味ある医療・保健・福祉分野への学会・協会・展示会等への積極的な参加を促し、知識を深めることで多様な医療情報の専門分野への橋渡しができるよう努めております。</p> <p>【大学院看護学科研究科】</p> <p>本年度入学した学生にどのように考えて本学を選択したかを確認したところ、仕事をしながらではなく、勉学に専念することができる全日制であるので入学を決めたという反応でした。全日制を選んだ人を対象に聴いているので偏りがありますが、働きながらeラーニングを活用し自分の時間に履修することは、ある面時間の使い方が難しい面もあると言っておりました。</p> <p>本学においては、「学力の3つの要素」を適切に把握するためにA0入試、推薦入試、一般入試、センター試験利用入試など、多様な入学者選抜方法を実施しております。このような多岐にわたる入試方法の中、一般入試においては3つの要素のうち、主として、ア)知識・技能とイ)思考力・判断力・表現力等</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p>○AO入試というのは東京医療保健大学ではどのように行われているのか、教えて下さい。(山口委員)</p> <p>(3) 問題点 (65 頁)</p> <p>○「.. 英語の外部試験の利用や、4 技能評価の方法...」の 4 の意味は何ですか。(脊山委員)</p>	<p>に重点をおいた評価、選抜を行っています。3 つの要素のうちの「ウ」主体性を持ち、多様な人々と協働して学ぶ態度」については、AO 入試、推薦入試で実施する面接や小論文を通じて評価を行っています。</p> <p>平成 30 年度の一般入試においては、その中でも入試日程や試験科目構成、出願方式などの面で改正を行い、受験者が一般入試の様々な受験機会を得られるようにいたしました。</p> <p>なお、報告書 P62 の記載が「一般入試」で 3 要素を見られるように改善したと受け取れる表現となっているため、文章を修正 (P61～P62) させていただきました。</p> <p>AO 入試は、本学では医療保健学部のみで実施しております。</p> <p>試験実施方法は、同学部の看護学科、医療栄養学科、医療情報学科それぞれで異なりますが、いずれの学科の選抜に共通していることは、自己推薦書の提出と面接の実施です。上記に加え、看護学科は小論文を、医療栄養学科は事前提出の課題論文を課しています。</p> <p>以上の内容により、「学力の 3 要素」それぞれの要素を組み合わせた総合的な評価を行います。</p> <p>「聞く、話す、読む、書く」の英語の 4 技能のことであり、高大接続システム改革の観点から、平成 32 年度実施開始(平成 33 年度入学者選抜)の「大学入学共通テスト」で評価されます。</p> <p>各大学において、民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用することや、個別試験により英語 4 技能を総合的に評価するよう努めるものとされており、今後検討してまいります。</p>

委員からのご意見等	ご意見等についての大学の回答・対応等
<p>(4) 全体のまとめ (65 頁)</p> <p>「当初 1 学部 3 学科でスタートした大学が、今日では 4 学部 6 学科の医療系大学として…」これは平成 29 年度の報告書なので 2 学部 4 学科と書くべきだと思います。参考資料として平成 30 年度の 4 学部 6 学科の構成を図表にまとめてください。(脊山委員)</p> <p>◆第 8 章「教育研究等環境」</p> <p><u>点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。</u></p> <p>○〔図書館利用サービス〕</p> <p>医中誌 WEB を検索できるサービスはありますか。(脊山委員)</p>	<p>ご指摘のとおり、平成 29 年度の点検・評価報告書であり、29 年度末時点の 2 学部 4 学科と考えましたが、平成 30 年 4 月より新設される千葉・和歌山の両学部看護学科を加えることで、規模の増大とこれに伴う入学者選抜のより適切な改善を図っていく必要があることを強調したい。</p> <p>なお、参考資料として、平成 30 年度の 4 学部 6 学科の組織構成について、第 2 章の最後(17 頁)に「図表 東京医療保健大学 開設学部・学科の推移」を作成させていただきました。</p> <p>【図書館】</p> <p>全キャンパスで検索できるように医中誌 WEB の契約を行っており、学内 LAN に接続している PC 全てで利用することができます。平成 29 年度の全キャンパスアクセス数の合計は、18,235 件でした。</p>

東京医療保健大学大学経営会議規程

(設置及び構成)

- 第1条 大学経営に関する重要な事項を審議するため大学経営会議を置く。
この規程は東京医療保健大学学則第53条に規定する大学経営会議及びその運営に関し必要な事項を定めるものである。
- 2 大学経営会議は、次の各号に挙げる委員をもって組織する。
- (1) 理事長。
 - (2) 理事及び評議員の中から理事長が指名する者10名。
 - (3) 教授会構成員の中から及び学長・副学長を含め理事長が指名する者10名。

(審議事項)

- 第2条 大学経営会議は、次の各号に挙げる事項を審議する。
- (1) 中長期計画の策定に関する事項。
 - (2) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項。
 - (3) 大学予算案の作成及び決算処理の方針に関する事項。
 - (4) 教員人事に関する事項。
 - (5) 学部・学科その他重要な施設・組織の設置改廃に関する事項。
 - (6) 学生の定員に関する事項。
 - (7) その他、全学に関する重要な事項及び理事会の諮問に関する事項。

(召集)

- 第3条 大学経営会議は、理事長が必要と認めたときに召集する。

(議事)

- 第4条 理事長は、大学経営会議議長となる。
- 2 大学経営会議は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
 - 3 大学経営会議の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 監事は、大学経営会議において意見を述べることができる。

(大学経営会議室)

- 第5条 大学経営会議の事務局として、大学経営会議室を置く。
- 2 大学経営会議室に法人事務全般並びに大学経営会議の事務を統括する室長を置く。
 - 3 室長は理事長が指名する。

- 第6条 本規程の変更は、理事会の決定による。

- 附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成25年5月29日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

学校法人青葉学園情報公開規程

(趣旨)

第1条 学校法人青葉学園（以下「学園」という。）が保有する情報の公開に関して必要な事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「文書」とは、学園の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、学園の職員が組織的に用いるものとして、学園が保有しているものをいう。

(解釈及び運用の方針)

第3条 学園は、文書の開示に当たっては、学園の保有する情報が積極的に公開されるよう、この規程を解釈し、運用するものとする。

2 学園は、この規程の解釈及び運用に当たっては、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう配慮を行うこととする。

(開示の申出の方法)

第4条 開示の申出を行う者（以下、「開示申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載して文書開示申出書（様式第1号。以下「開示申出書」という。）を学園に提出することとする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 開示申出に係る文書を特定するために必要な事項

(3) その他学園が別に定める事項

2 学園は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることとする。この場合において、学園は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めることとする。

3 学園は、前項の補正が正当な理由なく行われなときは、開示申出者に対し、開示申出に係る文書を開示しないことができる。

(開示申出に対する決定等)

第5条 学園は、開示申出書が提出されたときは、当該開示申出書が提出された日から起算して15日以内に、文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、文書を開示しない旨の決定、第9条の規定により開示申出を拒否する旨の決定又は開示申出に係る文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 学園はやむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定す

る期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、学園は、速やかに、開示申出者に対して、延長する理由及び期間を決定期間延長通知書（様式第2号）により通知する。

- 3 学園は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示申出者に対して、その旨を文書開示決定通知書（様式第3号）、文書部分開示決定通知書（様式第4号）、文書不開示決定通知書（様式第5号）、文書開示申出拒否決定通知書（様式第6号）又は文書不存在決定通知書（様式第7号）により通知する。
- 4 前項の規定より通知する場合において、文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、当該開示決定等の理由及び当該開示決定等の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記する。
- 5 学園は、開示申出に係る文書が著しく大量であるため、開示申出があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をする事ができないときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示申出に係る文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、学園は、第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を決定期間特例延長通知書（様式第8号）により通知する。

（1）この項を適用する旨及びその理由

（2）残りの文書について開示決定等をする期間

（開示の方法）

第6条 学園は、前条第1項の規定により、文書の全部または一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、速やかに、開示申出者に対し、当該文書の開示を実施する。

- 2 文書の開示は、学園の指定する日時及び場所において、文書、図面又は写真については閲覧又は写しの交付により、スライドについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況を勘案して学園が別に定める方法により行う。
- 3 学園は、文書の閲覧又は視聴の方法により開示することが、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他相当の理由があるときは、当該文書の写しにより開示を行う。

（不開示情報）

第7条 次の各号を不開示情報とし、学園は、開示申出に係る文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該文書を開示するものとする。

（1）法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により公にすることができない情報

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第9条

第1号において同じ。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令の規定によりまたは慣行として公開され、または公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められた情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 学園の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているもの、その他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産、地位または生活の保護、犯罪の予防または捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報
- (5) 学園が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ、その他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または訴訟に係る事務に関し、学園の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に関する事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に侵害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(部分開示)

第8条 学園は、開示申出に係る文書に前条各号に掲げる不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に分離でき、かつ、当該

開示申出の趣旨を損なわないと認めるときは、当該不開示情報に係る部分を除いて当該文書を開示する。

- 2 開示申出に係る文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る）が含まれている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（文書の存否に関する情報）

第9条 学園は、次の各号のいずれかに該当するときは、文書の存否を明らかにしないで、開示申出を拒否することができる。

- （1）特定の個人の病歴に関する情報、その他個人に関する情報が含まれる文書の開示申出があった場合で、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるとき。
- （2）特定の法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる文書の開示申出があった場合で、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が侵害されるおそれがあるとき。
- （3）人の生命、身体、財産、地位または生活の保護、犯罪の予防または捜査その他の情報が含まれる文書の開示申出があった場合で、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報を開示することとなるとき。
- （4）特定試験の出題内容に関する情報その他の監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関する情報が含まれる文書の開示申出があった場合で、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- （5）前各号に規定する場合のほか、文書の存否の事実により特定の情報の存在が明らかになる開示申出があった場合で、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第10条 学園は、開示申出に係る文書に開示申出者、国及び地方公共団体並びに学園以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、学園は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、開示申出に係る文書の開示に係る意見照会書（様式第9号。以下「意見照会書」という。）により通知して、文書の開示に係る意見書（様式第10号。以下「意見書」という。）を提出する機会を与えることができる。

- 2 学園は、第三者に関する情報が含まれている文書を開示しようとする場合であ

って、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号のただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 学園は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、学園は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を、文書の開示決定をした旨の通知書（様式第11号）により通知する。

（費用負担）

第11条 この規程により文書の写しの交付、図面又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担することとする。

- 2 前項の費用については、学園の理事長が別に定める。

（異議の申出等）

第12条 開示決定等に不服がある者は、開示決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に、学園に対して、書面により異議の申出をすることができる。

- 2 学園は、異議の申出があったときは、遅滞なく、書面により回答するものとする。

（文書の管理）

第13条 学園は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理しなければならない。

（財務情報開示）

第14条 財務情報開示については、別に定める学校法人青葉学園情報公開規程細則によるものとする。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項については、学園が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月5日から施行する。

東京医療保健大学学部長等会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学学則第55条の規程に基づき、学部長等会議の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 学部長等会議は、次に掲げる教学上の重要事項を審議し、大学経営会議に提案する。

- (1) 年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの。
- (2) 学則(教育研究に関する部分に限る)その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項。
- (3) 学生の円滑な就学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項。
- (4) 学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項。
- (5) 各学部・学科・研究科間の教育研究に係る連絡及び調整。
- (6) 学長選考委員の選出に関する事項。
- (7) その他教育研究に関する重要事項。

(構成)

第3条 学部長等会議は、学長、副学長、学部長、学科長、研究科長、大学経営会議室長、事務局長等をもって組織する。

- 2 学部長等会議に議長を置き、学長をもって充てる。学部長等会議は、学長が招集する。学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。
- 3 議長が必要と認めるときは、学部長等会議の構成員以外のものを出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

第4条 学部長等会議に関する事務は、企画部で行う。

(規程の改訂)

第5条 この規程の改訂は、大学経営会議にて決定する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学教務委員会規程

(設 置)

第1条 東京医療保健大学における教務に関する事項を審議立案するため、教務委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構 成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 大学経営会議で任命する専任教員
- (2) 大学経営会議室長
- (3) 事務局長
- (4) 教務部長
- (5) 学生支援センター長

2 委員長が認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

3 委員会には委員長をおく。委員長は大学経営会議にて任命する。

4 前条第1号の委員の任期は2年とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項について審議立案する。

- (1) 各学部及び研究科（以下、「各学部等」という）が定める教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針に関する基本方針（以下、「基本方針」という）の策定に関する事項
- (2) 各学部等が定める履修規程において全学共通で定めるべき事項
- (3) 単位の認定・付与に関して全学共通で定めるべき事項
- (4) その他教務に関する全学的事項

(専門委員会等の設置)

第4条 委員会に、必要に応じて、専門委員会等を設置することができる。

2 各学部等に、前条各号による基本方針その他の決定のもとで各学部等における教務に関する事項を審議するため、学部等教務委員会を設置することができる。

3 専門委員会及び学部等教務委員会において審議立案した事項は、委員会に報告するものとする。

(事 務)

第5条 委員会に関する事務は、教務部で行う。

附 則 この規程は、平成30年10月17日より施行する。

I R (Institutional Research) 推進室 規程

(目的)

第1条 東京医療保健大学の活動状況を把握し、その分析及び評価を通じて教育・研究及びこれを支える経営の改善に資するため、教育・研究・財務・施設・人事等に関する情報（以下「大学情報」という。）の総合的な分析・共有等を図るため、I R (Institutional Research) 推進室を置く。

(業務)

第2条 I R 推進室は、学長の命を受け、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学情報の収集・分析等に係る企画・立案に関すること。
- (2) 各部等が収集・蓄積する大学情報の集約に関すること。
- (3) 大学情報の統合的分析及び可視化並びに分析結果の共有化に関すること。
- (4) 大学情報の分析結果に基づく戦略立案及び意思決定の支援に関すること。
- (5) 大学情報の分析結果に基づく資料の作成及び公表に関すること。
- (6) 統計調査、情報公開、評価等に対応する大学情報の提供に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

(室長)

第3条 I R 推進室に室長を置く。

- 2 室長は副学長のうちから学長が指名する者をもって充てる。

(組織)

第4条 I R 推進室は、学長が任命する教員及び事務局各部の職員をもって構成する。

(コーディネーター)

第5条 I R 推進室の業務を円滑に行うため、コーディネーターを置くことができる。

(運営会議)

第6条 I R 推進室に、業務に関する事項について協議及び連絡調整等を行うため、運営会議を置く。

- 2 運営会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第7条 I R 推進室に関する事務は、教務部が行う。

附 則

この規程は、平成26年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月17日から施行する。

東京医療保健大学 自己点検・評価委員会規程

(趣旨)

第1条 東京医療保健大学は本学の教育研究等について自己点検・評価を行うため東京医療保健大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学の教育研究等について、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告するとともに公表する。

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 大学経営会議にて指名する専任教員
- (2) 大学経営会議室長
- (3) 事務局長
- (4) 企画部長
- (5) 教務部長

2 委員長が認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

3 前項1号の委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

(審議)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の実施計画、評価項目、実施要領等の基本方針に関する事項
- (2) 自己点検・評価の組織及び運営体制に関する事項
- (3) 自己点検・評価の結果に基づく報告書の作成、公表、及び活用に関する事項
- (4) 自己点検・評価の結果に基づく認証評価の申請に関する事項
- (5) その他自己点検・評価に関し、会議が必要と認めた事項

2 委員会は、審議にあたり前項第1号により定める方針の範囲で本学の学部、学科、研究科、センターその他の組織（以下「各部局」という。）に置く自己点検・評価委員会の報告を求めるものとする。

3 委員会は、審議にあたり第1項第3号に定める報告書をスクリー委員会に示し、意見を求めるものとする。

4 委員会は、審議した結果を学長に報告する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、大学経営会議にて指名する。

(議事)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、委員総数の2分の1以上の委員の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

(情報の積極的な公開)

第7条 委員会は自己点検・評価の内容を刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的にその情報を公開するものとする。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、企画部が行う。

2 各部局自己点検・評価委員会の事務は、当該学部等の長の本務地に所在するキャンパスの事務部において行う。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学医療保健学部教務委員会規程

(設 置)

第1条 東京医療保健大学医療保健学部における教務に関する事項を審議立案するため、医療保健学部教務委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構 成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学科長
- (2) 医療保健学部・研究科運営会議で任命する専任教員
- (3) 教務部長
- (4) 学生支援センター長

2 委員会には委員長をおく。委員長は医療保健学部・研究科運営会議にて任命する。

3 前条第1号の委員の任期は2年とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項について審議立案する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 履修規程に関する事項
- (3) 単位の認定・付与に関する事項
- (4) その他教務に関する事項

(専門委員会の設置)

第4条 委員会に、必要に応じて専門委員会を設置することが出来る。

(事 務)

第5条 委員会に関する事務は、教務部で行う。

附 則 この規程は、平成17年8月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成22年12月8日より施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

東京医療保健大学東が丘・立川看護学部看護学科カリキュラム検討委員会規程

(設置)

第1条 東が丘・立川看護学部の教育の質的向上に向けて、カリキュラムの充実及び教育環境の整備などについて検討するため、東が丘・立川看護学部看護学科カリキュラム検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 教授会において任命する教員。
- (2) 東が丘事務部長及び立川事務部長。
- (3) 学部長は必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる。

(審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) カリキュラムの編成（シラバスの作成を含む）に関すること。
- (2) 成績・進級等学生の到達度評価に関すること。
- (3) 教育環境の整備（教材・教具を含む）に関すること。
- (4) その他。

(委員長等)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、教授会において任命する。

(議事)

第5条 委員長は、委員会を召集し、議長となる。

(開催日)

第6条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は平成22年12月8日から施行する。

附則

1. 本規程は平成26年4月1日から施行する。
2. 東が丘看護学部は、学部名の変更に伴い東が丘・立川看護学部となった。

附則

本規程は平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学大学院医療保健学研究科教授会規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、東京医療保健大学大学院学則第33条の規定に基づき設置される東京医療保健大学大学院医療保健学研究科教授会（以下「医療保健学研究科教授会」という。）の組織、運営等に関し必要事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 医療保健学研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 入学、課程の修了。
 - (2) 学位の授与。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育に関する重要事項で、医療保健学研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 2 医療保健学研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 医療保健学研究科教授会は、研究科担当の専任教授、准教授をもって組織し、学長及び副学長は必要に応じて出席することができる。
- 2 医療保健学研究科教授会には前項に定めるほか研究科担当の教員を加えることができる。
 - 3 医療保健学研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。
 - 4 研究科長は、あらかじめ指名した者にその職務を代行させることができる。
 - 5 議長が必要と認めるときは、医療保健学研究科教授会の構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

- 第4条 医療保健学研究科教授会に関する事務は、大学院事務室が行う。

(規程の改訂)

- 第5条 この規程の改訂は、大学経営会議において決定する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. この規程施行前に、医療保健学研究科委員会において行われた教育に関する事項に関する審議については、医療保健学研究科教授会において行われた教育に関する事項に係る審議とみなす。

東京医療保健大学大学院看護学研究科教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学大学院学則第33条の規定に基づき設置される東京医療保健大学大学院看護学研究科教授会（以下「看護学研究科教授会」という。）の組織、運営等に関し必要事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 看護学研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 入学、課程の修了。
- (2) 学位の授与。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育に関する重要事項で、看護学研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 看護学研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 看護学研究科教授会は、研究科担当の専任教授、准教授をもって組織し、学長及び副学長は必要に応じて出席することができる。

- 2 看護学研究科教授会には前項に定めるほか研究科担当の教員を加えることができる。
- 3 看護学研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。
- 4 研究科長は、あらかじめ指名した者にその職務を代行させることができる。
- 5 議長が必要と認めるときは、看護学研究科教授会の構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

第4条 看護学研究科教授会に関する事務は、東が丘事務部が行う。

(規程の改訂)

第5条 この規程の改訂は、大学経営会議において決定する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. この規程施行前に、看護学研究科委員会において行われた教育に関する事項に関する審議については、看護学研究科教授会において行われた教育に関する事項に係る審議とみなす。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学医療保健学部入学試験実施委員会規程

(設置)

第1条 入学試験の実施に関して、東京医療保健大学学則に基づき、医療保健学部入学試験実施委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 医療保健学部・研究科運営会議において任命する教員
- (2) 教務部長
- (3) 入試広報部長
- (4) 学部長は必要に応じ出席することができる
- (5) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 入学者選抜試験の実施に関する事。
- (2) 入試問題及び選抜方法に関する事。
- (3) 入学者選抜基準及び採点基準に関する事。
- (4) その他入学者の選抜に関する事。

(入試問題の作成)

第4条 入試問題の作成に当たっては、原則学内教員の中から、大学経営会議議長が「入試問題作成委員」を選定し、入試問題の作成を委嘱する。また、「入試問題作成委員」が作成した問題の査読・校正及び解答の作成を行う「査読・校正委員」を学内教員又は学外の有識者から大学経営会議議長が選定し、委嘱する。

(合否判定)

第5条 入学試験の合否判定に関し、合否判定委員会を設置する。

2 合否判定委員会は、次の各号に挙げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 大学経営会議議長
- (3) 学部長
- (4) 看護学科長
- (5) 医療栄養学科長
- (6) 医療情報学科長
- (7) 大学経営会議室長
- (8) 事務局長
- (9) 入試広報部長

(事務)

第6条 入学試験に係わる事務は、入試広報部が行う。

- 附 則 この規程は、平成17年4月1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成22年12月8日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

東京医療保健大学東が丘・立川看護学部入試委員会規程

(設置)

第1条 東が丘・立川看護学部の入試について、妥当性を検証し、入試の企画・運営・実行を進めることを目的に、東が丘・立川看護学部入試委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 教授会において任命する教員。
- (2) 東が丘事務部長及び立川事務部長。
- (3) 学部長は必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる。

(審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) アドミッションポリシーに関すること。
- (2) 学部及び大学院入試に関すること。
- (3) 入試広報に関すること。
- (4) その他。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、教授会において任命する。

(議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(開催日)

第6条 委員長が召集する日に開催する。

附 則 本規程は平成22年12月8日から施行する。

附 則 本規程は平成23年3月9日から施行する。

附 則

1. 本規程は平成26年4月1日から施行する。

2. 東が丘看護学部は、学部名の変更に伴い東が丘・立川看護学部となった。

附 則 本規程は平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学千葉看護学部入学試験実施委員会規程

(設置)

第1条 千葉看護学部の入学試験（以下、「入試」という）について、妥当性を検証し、入試の企画・運営・実行を進めるため、千葉看護学部入学試験実施委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、大学及び学部のアドミッションポリシーに則り、適切で公平な入試の実施を図るため、入試の企画・運営を行う。

(構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 千葉看護学部教授会において任命する教員
- (2) 入試広報部長及び千葉事務部長
- (3) 学部長は必要に応じて出席することができる
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

(審議事項)

第4条 委員会は次の事項を所掌し審議・提案する。

- (1) 学部アドミッションポリシーに関すること
- (2) 入試問題作成及び選抜方法に関すること
- (3) 入試の実施に関すること
- (4) その他、入試実施に関すること

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、千葉看護学部教授会において任命する。

(議事)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、千葉事務部が行う。

(開催日)

第8条 委員長が召集する日に開催する。

附 則 本規程は平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学和歌山看護学部入学試験運営委員会規程

(趣 旨)

第1条 和歌山看護学部の入学試験（以下「入試」という。）の運営・実施のために、和歌山看護学部入学試験運営委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 学部アドミッションポリシーに関する事項
- (2) 入試の運営・実施に関する事項
- (3) その他に関する事項

(構成)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学部教授会において任命する専任教員
- (2) 入試広報部長
- (3) 和歌山事務部長
- (4) 和歌山事務部学生募集担当部長
- (5) 学部長は必要に応じて出席することができる。
- (6) その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、和歌山事務部が行う。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学医療保健学部 FD 委員会規程

(設置)

第1条 医療保健学部の教員の資質の維持向上を図るため、医療保健学部 FD 委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、授業内容・方法の改善を図るとともに、教員個々人の教育力・研究力の維持向上を図る。さらに、大学運営に対する意識の啓発や学生支援のあり方等に関する研修会等を実施し大学教員としての専門的な能力を高めることを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 医療保健学部・研究科運営会議において任命する教員
- (2) 教務部長
- (3) 企画部長
- (4) 学部長は必要に応じ出席することができる
- (5) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見を聴取することができる

(審議事項)

第4条 委員会は次の事項を審議立案する。

- (1) 授業内容・方法の改善
- (2) 研究推進体制の整備
- (3) 各種研修会、研究会の実施
- (4) 外部研究費の導入の推進
- (5) 職員研修会等の実施
- (6) その他 FD に関する事項

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置く。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、企画部が行う。

附 則 この規程は、平成17年 4月 1日より施行する。
 この規程は、平成18年 2月15日より施行する。
 この規程は、平成22年12月 8日より施行する。
 この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

東京医療保健大学東が丘・立川看護学部FD委員会規程

(設置)

第1条 東が丘・立川看護学部の教員の資質の維持向上を図るため、東が丘・立川看護学部FD委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、授業内容・方法の改善を図るとともに、教員個々人の教育力・研究力の維持向上を図る。さらに、大学運営に対する意識の啓発や学生支援のあり方等に関する研修会等を実施し大学教員としての専門的な能力を高めることを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 東が丘・立川看護学部教授会において任命する教員
- (2) 東が丘事務部長及び立川事務部長
- (3) 学部長は必要に応じ出席することができる
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

(審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 授業内容・方法の改善。
- (2) 研究推進体制の整備。
- (3) 各種研修会、研究会の実施。
- (4) 外部研究費の導入の推進。
- (5) 職員研修会等の実施。
- (6) その他FDに関すること。

(委員長等)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

(議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(開催日)

第6条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は平成22年12月8日から施行する。

附則

1. 本規程は平成26年4月1日から施行する。

2. 東が丘看護学部は、学部名の変更に伴い東が丘・立川看護学部となった。

附則

本規程は平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学千葉看護学部FD委員会規程

(設置)

第1条 千葉看護学部の教職員の資質の維持向上を図るため、千葉看護学部FD委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、授業内容・方法の改善を図るとともに、教員個々人の教育力・

研究力の維持向上を図る。さらに、大学運営に対する意識の啓発や学生支援のあり方等に関する研修会等を実施し大学教員としての専門的な能力を高める。

(構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 千葉看護学部教授会において任命する教員
- (2) 学部長は必要に応じて出席することができる
- (3) 委員長が認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

(審議事項)

第4条 委員会は次の事項を所掌し審議・提案する。

- (1) 授業内容・方法の改善に関すること
- (2) 研究推進体制の整備に関すること
- (3) 各種研修会、研究会の実施に関すること
- (4) 外部研究費の導入の推進に関すること
- (5) 職員研修会等の実施に関すること
- (6) その他、FDに関すること

(委員長等)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、千葉看護学部教授会において任命する。

(議事)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(開催日)

第7条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学和歌山看護学部 FD・SD 委員会規程

(趣 旨)

第 1 条 東京医療保健大学和歌山看護学部の教職員の資質の維持向上を図るため、和歌山看護学部 FD・SD 委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 授業内容・方法の改善に関する事項
- (2) 研究推進体制の整備に関する事項
- (3) 各種研修会、研究会の実施に関する事項
- (4) 外部研究費の導入の推進に関する事項
- (5) 職員研修会等の実施に関する事項
- (6) その他、FD・SD に関する事項に関する事項

(構 成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学部教授会において任命する専任教員
- (2) 和歌山事務部長
- (3) その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(事 務)

第 5 条 委員会に関する事務は、和歌山事務部が行う。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

東京医療保健大学医療保健学部学生委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学医療保健学部における学生生活に関する事項を審議立案するため、医療保健学部学生委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 医療保健学部・研究科運営会議で任命する専任教員
- (2) 学生支援センター長
- (3) 教務部長

- 2 委員会に委員長を置く。委員長は医療保健学部・研究科運営会議にて任命する。
- 3 第1項第1号の委員の任期は2年とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項について審議立案する。

- (1) 学籍異動に関する事項
- (2) 学生の賞罰に関する事項
- (3) 学生の福利厚生に関する事項
- (4) 課外活動に関する事項
- (5) 奨学金に関する事項
- (6) その他、学生生活に関する事項

(事務)

第4条 委員会に関する事務は、学生支援センターで行う。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成22年12月8日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学東が丘・立川看護学部学生生活支援委員会規程

(設置)

第1条 東が丘・立川看護学部の教育の質的向上に向けて、学生の生活全般に関する支援体制を整えるため、東が丘・立川看護学部生活支援委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 教授会において任命する教員。
- (2) 東が丘事務部長及び立川事務部長。
- (3) 学部長は必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見を聴取することができる。

(審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 生活支援（学生相談・健康管理・奨学金）に関すること。
- (2) 学生便覧に関すること。
- (3) 課外活動、学友会活動に関すること。
- (4) 大学祭に関すること。
- (5) その他。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、教授会において任命する。

(議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(開催日)

第6条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は平成22年12月8日から施行する。

附則

1. 本規程は平成26年4月1日から施行する。
2. 東が丘看護学部は、学部名の変更に伴い東が丘・立川看護学部となった。

附則

本規程は平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学千葉看護学部学生生活支援委員会規程

(設置)

第1条 千葉看護学部の教育の質的向上に向けて、学生の生活全般に関する支援体制を整えるため、千葉看護学部生活支援委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、学生が大学での勉学と課外活動を通じて成長・発展し、また自らその基盤を整備していけるよう、学生支援センター及び学友会と協力し学生生活に関する支援を行う。

(構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 千葉看護学部教授会において任命する教員
- (2) 学生支援センター長、千葉事務部長
- (3) 学部長は必要に応じて出席することができる
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

(審議事項)

第4条 委員会は次の事項を所掌し審議・提案する。

- (1) 学生の生活支援（学生相談・健康管理・奨学金）に関すること
- (2) アドバイザー制度に関すること
- (3) 当初ガイダンスに関すること
- (4) キャンパスガイドに関すること
- (5) 学友会活動に関すること
- (6) 課外活動に関すること
- (7) 学生生活支援に関する教職員の能力向上に関すること
- (8) その他、学生生活支援に関すること

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、千葉看護学部教授会において任命する。

(議事)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、千葉事務部が行う。

(開催日)

第8条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学和歌山看護学部学生生活委員会規程

(趣 旨)

第1条 東京医療保健大学和歌山看護学部における学生生活に関する事項を審議するため、和歌山看護学部学生生活委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議立案する。

- (1) 学籍異動に関する事項
- (2) 学生の賞罰に関する事項
- (3) 学生の福利厚生に関する事項
- (4) 課外活動に関する事項
- (5) 奨学金に関する事項
- (6) その他、学生生活に関する事項

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学部教授会において任命する専任教員
- (2) 和歌山事務部長
- (3) 和歌山事務部学生募集担当部長
- (4) その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(事 務)

第5条 委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

学士課程教育における3つの方針 ～社会からの信頼に応え、国際的通用性を備えた学士課程教育の構築を実現するために～

30.12.5 大学経営会議

	入学者受け入れの方針	教育課程編成・実施の方針	学位授与の方針
趣旨・概要	<p>東京医療保健大学は、医療の現場に強く、豊かな国際感覚を備え、医療の情報化に対応し、他の専門職と協働してチーム医療を実現できる人材を育成いたしますが、入学者には次のような資質が求められます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を有すること。 2. 基礎学力と豊かな教養の上に、専門性への探究心を有すること。 3. 自ら課題を設定し、調べ、考えて問題解決を図ろうとすること。 4. 何事にも積極的に取り組むことができること。 5. コミュニケーション能力・表現力が豊かで、他と協調して物事を達成できること。 6. 社会の動きに関心を持ち、医療を幅広い視野で見ようとする事。 7. 科学技術の進歩に関心を持ち、医療の情報化・国際化に意欲を持って取り組むこと。 <p>本学では、以上のような資質を有する学生を選抜するために、一般入試の他に、AO方式による入試、推薦入試、大学入試センター試験利用入試などの実施により多様な入学者選抜を行います。</p> <p>これらの入学者選抜においては、①「知識・技能」 ②「思考力・判断力・表現力」 ③「主体性・多様性・協働性」という「確かな学力」を把握するとともに、各学科の教育・人材育成の目的にかなう能力・資質・意欲・適性等を判断するため、試験種別ごとに個別学力検査、大学入試センター試験、調査書、小論文、総合問題、基礎テスト、面接などを組み合わせ、多面的・総合的に評価を行います。</p>	<p>東京医療保健大学は、本学の建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」、「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、医療保健の分野において特色ある教育研究を実践することで、時代の求める高い専門性、豊かな人間性及び教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に探究し、解決することができる人材を育成することを理念・目的として定めており、本学の建学の精神、理念・目的及び学位授与方針に基づき、「東京医療保健大学教育課程編成・実施の方針」を制定します。</p>	<p>東京医療保健大学に4年以上在学し、学則に定める所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」及び「総合的な学習経験と創造的思考力」に関する学士力を有するとともに、医療分野において高い専門性、豊かな人間性及び教養を備えていると認められる者を卒業とし、学士の学位を授与します。</p>
医療保健学部 看護学科	<p>看護学科では、思いやり・人との絆・生命への畏敬・倫理観を前提とし、人間と社会に対する幅広い知識と、医療・看護に関する専門知識・技術をもって看護を実践できる能力、看護の対象となる人や他職種と連携・協働して看護を展開するコミュニケーション能力、社会や医療現場の変化に対応しながら、自ら考え、行動できる力を備えた看護職を育成します。そのために、次のような資質を有する人の入学を求めています。</p> <p>看護職は、日々変化し続ける医療・看護ニーズに対応していくた</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 優れたチーム医療人の育成を図るため、「いのち・人間の教育分野」、「医療のコラボレーション分野」及び「専門職の教育分野」に関する科目を開設します。 2. 豊かな教養と人間性を涵養するために看護専門職である前に、一人の人間として「生命への畏敬、思いやり、人の絆、愛」を持って行動する姿勢を涵養します。 3. 専門職としての高い倫理教育を行うとともに、教育課程全般の修学にわたり、社会の規範やルールを尊重する姿勢を涵養しま 	<p>医療保健学部看護学科においては、以下の能力を修得したと認められる者に学士(看護学)の学位を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな教養と人間性に支えられ、人間としての思いやり・人との絆・生命への畏敬・倫理観を持って看護を実践できる能力。 2. 人間と社会に対する幅広い知識と医療・看護に関する専門知識と技術をもって看護を実践できる能力。

	入学者受け入れの方針	教育課程編成・実施の方針	学位授与の方針
	<p>め、生涯に渡って成長し続けることが求められます。そのため、基礎学力を基盤として、学ぶ楽しさを感じ、積極的かつ主体的に学ぼうとする意欲を持った人を求めています。</p> <p>また、人々の価値観が多様化する中で、一人ひとりの望む暮らしを実現するためには、人々の生活や地域社会に関心を注ぎ、他の専門職と連携・協働することが不可欠です。看護学科では、人間に対する関心と人を大切に思う心を有し、他者と協力し合いながら物事を達成しようとする人を求めています。</p> <p>現在の日本は、誰もが経験したことのない超高齢社会を迎えています。絶えず変化する看護の現場において、経験したことのない困難に直面しても前向きに乗り越えようとする姿勢を有する人を求めています。さらに、看護学科では、自由な発想を大切にし、新しいことに挑戦しようとする姿勢を有する人の入学を期待しています。</p> <p>※本学科を志望される方は理科の選択科目において、「生物基礎」又は「生物」及び「化学基礎」又は「化学」を履修されていることを望みます。</p> <p>各入試における評価内容等は次のとおりです。</p> <p>A O方式による入試 予め提示するキーワードを基に、知識・能力を活用して作成する小論文により、受験生の思考力・判断力・表現力などの評価を行います。自己推薦書と面接では、意欲・表現力・主体性・人間性などに重点を置いた評価を行って、多面的・総合的に判定します。</p> <p>推薦入試 調査書により受験者の知識・技能の修得状況、特別活動における主体性や協働性、特定分野での卓越した能力などを把握します。小論文、面接では、意欲・思考力・判断力・表現力・主体性・人間性などに重点を置いた評価を行って、多面的・総合的に判定します。</p> <p>一般入試（A日程） 個別学力検査により、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力を重点的に評価し、選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて数学・理科の2教科4科目の中から1科目を選択解答する方式により、いわゆる理系科目の基礎学力に重点をおいた学習能力を判定します。</p>	<p>す。</p> <p>4. 専門的な知識・技術を修得し、看護専門職として、社会の期待に応えるために専門知識及びその関連知識を順序性、体系性を持って修得できるよう教育課程を編成し、提供します。</p> <p>5. 国際化・情報化した現代社会で、看護専門職として対応できるよう教育課程を編成し、提供します。</p> <p>6. 語学力やコミュニケーション技術を修得して、他職種や看護の対象となる人々と連携・協働しながら課題解決に取り組める高い看護実践力を涵養します。</p> <p>7. 看護専門領域での課題に関して、社会の要求を踏まえた課題解決を実践できる教育の機会を提供します。</p>	<p>3. 看護の対象となる人々や他職種と連携・協働して看護を展開できるコミュニケーション能力。</p> <p>4. 生涯を通じて自己研鑽し、看護実践の向上と新たな課題解決のために意欲的に取り組める能力。</p> <p>5. 国際化・情報化に対応できる幅広い視野と語学力・スキルを持って社会の要請に応えられる能力。</p>

	入学者受け入れの方針	教育課程編成・実施の方針	学位授与の方針
<p>医療保健学部 医療栄養学科</p>	<p>一般日程（B日程・C日程） 個別学力検査により、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力を重点的に評価し、選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて国語・数学・理科の3教科5科目の中から2科目を選択解答する方式により、文系・理系を問わず受験者の履修状況に応じた学習能力を判定します。</p> <p>大学入試センター試験利用入試 大学入試センター試験の得点に基づき、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力に重点を置いて選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて国語・数学・理科の3教科5科目の中から2科目を選択解答する方式により、文系・理系を問わず受験者の履修状況に応じた学習能力を判定します。</p> <p>健康と食生活の関係が重視されていることから、医療現場での管理栄養士の役割はますます大きくなっています。医療栄養学科では、医療の専門家の連携による「チーム医療」の一員として、参画できる管理栄養士の養成を目指しています。現場に強い管理栄養士を育成していくために最も必要なものが医療現場とのつながりで、本学科の臨地実習には、NTT 東日本関東病院をはじめ、多くの病院や高齢者施設などを実習施設として実践的な臨床教育を行います。</p> <p>また、優れたチーム医療人の育成を図るため、「いのち・人間の教育分野」、「医療のコラボレーション分野」及び「専門職の教育分野」に関する科目を開設し、医療現場に求められる管理栄養士を育成します。</p> <p>「医食同源」という言葉もあるように人の健康を守る上で、医と食は切り離しては考えられません。特に、今日の社会は、少子高齢化という急激な変化に伴い、生活習慣病対策は重要であり、管理栄養士はこれまで以上に病気の治療のみならず予防医学の観点から社会の要望に応える必要があります。さらに、医療現場に強い管理栄養士は、病院だけでなく学校、保健センター、福祉施設、事業所、食品会社、給食会社、スポーツ施設など、食と健康に関わる様々な職場でも求められています。</p> <p>また、教育現場での食育の担い手として、安全な食事の提供を通して健康を支援することも重要です。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 優れたチーム医療人の育成を図るため、「いのち・人間の教育分野」、「医療のコラボレーション分野」及び「専門職の教育分野」に関する科目を開設します。 人間性豊かな、教養ある管理栄養士の養成のために、「いのち・人間の教育分野」の中に、「いのち・人間」、「社会科学」、「自然科学」、「外国語」、「情報科学」を配置し、「思いやり」、「人の絆」、「愛」の心を涵養します。 社会的規範やルールを尊重する姿勢を涵養します。 専門教育科目は、管理栄養士学校指定規則に定められたカリキュラムに準拠し、さらに医療分野に特化した栄養学も修学できるような教育課程を提供します。 主体的な研究態度や技能を修得するために、卒業研究、栄養教諭免許、食品衛生管理者・監視員、フードスペシャリストなどの資格取得に必要な科目をカリキュラムの中で編成します。 専門職としての管理栄養士実践力を有し、他職種との協働で問題の解決に取り組むために必要な知識とスキルを身に付けた管理栄養士を育成します。 専門職としてのコミュニケーション能力、語学力を涵養し、自ら考え、行動し、社会に貢献できる管理栄養士を育成します。 	<p>医療保健学部医療栄養学科においては、本学の建学の精神に基づき、医療に関わる知識と技術を身に付け、人々の健康をプロデュースする食と栄養管理の専門家としてのチーム医療に貢献できる管理栄養士を目指す上で、必要とされる以下の能力を修得したと認められる者に学士(医療栄養学)の学位を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 管理栄養士の行動特性を身に付け、人々の豊かな食生活と健康に寄与する基本的な能力。 食に関する情報を収集し、疾病の一次、二次予防の担い手としての知識を修得し、食生活改善のための計画・実行・評価を実践できる能力。 管理栄養士として必要な疾病に関する知識、技術をもって実践できる能力。 管理栄養士として栄養指導の対象者等との適切なコミュニケーションをとれる能力。

	入学者受け入れの方針	教育課程編成・実施の方針	学位授与の方針
	<p>そこで、医療栄養学科では、食と健康に関する知識をより深く追求する意欲を持っている学生、人とコミュニケーションができる能力を持ち、社会・地域住民に対して健康の面で貢献したいと考えている学生、大学で学んだことを実生活で一層有効活用したいと考えている学生を歓迎します。</p> <p>なお、本学科を志望される方は理科の選択科目において、「生物基礎」又は「生物」及び「化学基礎」又は「化学」を履修されていることを望みます。</p> <p>各入試における評価内容等は次のとおりです。</p> <p>AO方式による入試（9月実施） 事前に課題を与えて、知識・能力を活用して、その解決に向けて探究した結果をとりまとめた課題論文により、思考力・判断力・表現力などの評価を行います。自己推薦書と面接では、意欲・表現力・主体性・人間性などに重点を置いた評価を行って、多面的・総合的に判定します。</p> <p>AO方式による入試（12月実施） 生物基礎または化学基礎を選択して解答する基礎テストにより、理科科目の基礎的な知識・思考力・素養などを評価します。自己推薦書と面接では、意欲・表現力・主体性・人間性などに重点を置いた評価を行うとともに、面接で基礎テストに関する質疑応答を含むことにより、本学科が求める理科の素養・適性などをあわせて判断し、多面的・総合的に判定します。</p> <p>推薦入試 調査書により受験者の知識・技能の修得状況、特別活動における主体性・協働性、特定分野での卓越した能力などを把握します。小論文、面接では、意欲・思考力・表現力・主体性・人間性などに重点を置いた評価を行って、多面的・総合的に判定します。</p> <p>一般入試（A日程） 個別学力検査により、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力を重点的に評価し、選抜を行います。英語を必須とし、理科（「生物基礎・生物」、「化学基礎・化学」）の2科目の中から1科目の選択解答する方式により、本学科の求める「理科」の素養・知識などを含めた学習能力を判定します。</p> <p>一般入試（B日程・C日程） 個別学力検査により、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力を重点的に評価し、選抜を行います。英語を必須とし、</p>		

	入学者受け入れの方針	教育課程編成・実施の方針	学位授与の方針
医療保健学部 医療情報学科	<p>それに加えて国語・数学・理科の3教科5科目の中から2科目を選択解答する方式により、文系・理系を問わず受験者の履修状況に応じた学習能力を判定します。</p> <p>大学入試センター試験利用入試 大学入試センター試験の得点に基づき、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力に重点を置いて選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて国語・数学・理科の3教科5科目の中から2科目を選択解答する方式により、文系・理系を問わず受験者の履修状況に応じた学習能力を判定します。</p> <p>医療情報は、患者さんに最適な医療を行うために用いられ、さらに新たな治療法や機器の研究・開発を的確に行う材料になるなど、医療活動を円滑に推進する原点です。医療を行う医師や看護師、その他の医療関係者、福祉関係者はこれらの情報をもとに方向性を決めます。したがって、医療情報を扱う人は必要な情報を的確に収集、解析、加工し関係者に伝える力と、仕事に対する明確なポリシーや責任感、高い倫理観を持った人材が求められます。医療情報学科は、何事にも積極的で高い倫理観を持つ人を求めています。</p> <p>病院など医療の現場で、情報がどのように利活用されているかを知ることは、医療情報を的確に医療関係者に伝達し、より質の高い医療を提供するチームの一員となる第一歩です。新しい医療情報の活用や的確で効果的な情報の提供について議論するために、コミュニケーション能力が必要です。医療情報学科は、医療だけでなく広く社会に関心を持ち、自分の考えを積極的にコミュニケーションできる人を求めています。</p> <p>これからの医療においては、患者さんと医療提供者を仲立ちし、医療現場と企業とを連携するコミュニケーターとしての役割が益々重要となります。医療情報学科は、「新しいことや新しい領域を切り開きたい意欲」と「人間・社会に貢献したい高い志」を持った学生を歓迎します。</p> <p>本学科を希望される方に対して、高等学校で履修すべき科目の指定は特にありません。ただし、医療情報を扱うには高い倫理観が必要です。例えば科目「社会と情報」や「情報の科学」の内容に含まれる情報の伝達手段の信頼性、情報の信憑性、情報発信に当たっての個人の責任、プライバシーや著作権への配慮などに</p>	<ol style="list-style-type: none"> 優れたチーム医療人の育成を図るため、「いのち・人間の教育分野」、「医療のコラボレーション分野」及び「専門職の教育分野」に関する科目を開設します。 医療人として必要な倫理観や態度を身に付け、社会の動きに関心を持ち、医療を幅広い視野で見ることができる教育課程を編成し、提供します。 チーム医療に必須のコミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を高め、他と協調して物事を達成する教育課程を編成し、提供します。 医療情報の分析とマネジメントに必要となる、医学・医療の知識と技術を体系的に修得する教育課程を編成し、提供します。 医療分野のシステム開発・管理・運用に必要となる、ICT(情報通信技術)の知識と技術を体系的に修得する教育課程を編成し、提供します。 専門性への探究心を持ち、自ら目標を設定して何事にも主体的に学修に取り組むことができる教育課程を編成し、提供します。 国内外の科学技術の進歩に関心を持ち、医療の情報化・国際化に対応した学修の機会を提供します。 	<p>医療保健学部医療情報学科においては、以下の能力を修得したと認められる者に学士(医療情報学)の学位を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療情報の分析とマネジメントで必要となる、医療制度や診療情報に関する基礎的な知識と手法を持って実践できる能力。 医療分野のシステムや機器の開発・管理・運用に必要なとなる、ICT(情報通信技術)の基礎的な知識と技術を持って医療分野へ適用するための実践できる能力。 医療人として他の専門職と協調して物事を進めるためのコミュニケーション能力とプレゼンテーション能力。 国内外の科学技術の進歩と専門性への探究心を持ち、自ら目標を設定して、主体的に取り組む態度を身に付け実践できる能力。 医療職として高い倫理観や態度を身に付け、社会の動きに関心を持ち、医療を幅広い視野で見ることができる能力。

	入学者受け入れの方針	教育課程編成・実施の方針	学位授与の方針
	<p>ついて学び、高い意識を持つことを期待します。</p> <p>各入試における評価内容等は次のとおりです。</p> <p>ＡＯ方式による入試 自己推薦書により、「高等学校での学び」と「確かな学力」を中心に、本学が求める資質についての評価を行います。面接では、意欲・表現力・主体性・人間性などに重点を置いた評価を行って、多面的・総合的に判定します。</p> <p>推薦入試 調査書により受験者の知識・技能の修得状況、特別活動における主体性・協働性、特定分野での卓越した能力などを把握します。小論文、面接では、意欲・思考力・表現力・主体性・人間性などに重点を置いた評価を行って、多面的・総合的に判定します。</p> <p>一般入試（Ａ日程） 個別学力検査により、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力を重点的に評価し、選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて国語・数学・理科の３教科５科目の中から１科目を選択解答する方式により、文系・理系を問わず受験者の得意とする科目での受験を可能とし、受験者の特性に応じた学習能力を判定します。</p> <p>一般入試（Ｂ日程・Ｃ日程） 個別学力検査により、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力を重点的に評価し、選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて国語・数学・理科の３教科５科目の中から２科目を選択解答する方式により、文系・理系を問わず受験者の履修状況に応じた学習能力を判定します。</p> <p>大学入試センター試験利用入試 大学入試センター試験の得点に基づき、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力に重点を置いて選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて国語・数学・理科の３教科７科目の中から２科目を選択解答する方式により、文系から理系までの広い範囲や得意とする特定分野があるなど、受験者の履修状況に応じた学習能力を判定します。</p> <p>東が丘・立川看護学部では、豊かな感性と実践力を持ち、未来の</p>		

	入学者受け入れの方針	教育課程編成・実施の方針	学位授与の方針
東が丘・立川看護学部看護学科	<p>日本の医療保健福祉を支える看護師＝tomorrow's Nurseを養成します。</p> <p>看護師は、患者さんとそのご家族にとって最も身近な医療職であり、チーム医療のキーパーソンとして、患者さんの療養生活を支える役割を担っています。医療の高度化・複雑化に伴って、病気と闘う人々が抱える問題も多様化・複雑化しています。それぞれの問題をタイムリーに把握し、的確に対処するためには、他者に対する感受性に加えて、高度な知識と技術に基づく実践力が必要です。東が丘・立川看護学部では、国立病院機構のネットワークを活かし、臨床現場での実習や他職種との連携・交流を通して、チーム医療を支え、的確な看護を提供するための実践力を備えた、質の高い看護師を育てます。</p> <p>看護師は、生涯にわたって自分を磨き続け、常に自己開発ができる素晴らしい職業です。看護学を学び、看護の実践を通して自己啓発し、自らのキャリアを開拓・創造する能力を身につけてほしいと願っています。</p> <p>看護学を学ぶ学生には、生命の尊厳を理解し、知的好奇心をもって看護を探求する姿勢が必要です。基礎学力を備えていることは当然ですが、何事にも興味を持って取り組む姿勢が大切です。本学部ではさらに、看護を通して「自己を開発したい！自分を磨きたい！」という情熱と、未来の臨床現場を担う決意と高い志を持った学生を求めています。</p> <p>なお、本学科では、1年次の授業科目である「自然科学の基礎」において、物理、化学、生物、数学に関する基礎知識の定着を図っておりますが、入学後、無理なく学修を進めるために、高校においては必修科目の中から物理基礎、化学基礎及び生物基礎をすべて履修しているか、選択科目（物理、化学、生物）の中から2科目を履修していることを望みます。</p> <p>各入試における評価内容等は次のとおりです。</p> <p>推薦入試 調査書により受験者の知識・技能の修得状況、特別活動での主体性や協働性、特定分野での卓越した能力などを把握します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人間性と確かな看護実践能力を育成するために、「人・人間理解と自然・社会科学」、「健康問題の解決」、「あらゆる状況にある対象への看護実践」及び「看護キャリア開発」に関する科目を開設し、医療保健を支える実践力を持った tomorrow's Ns を育成します。 2. 看護の対象である人・人間を「健康」と「生活」からとらえるとともに、かけがえのない存在として尊重し、人権を擁護する能力を涵養します。 3. 看護の実践能力、自己啓発能力、キャリア開発能力を育成します。 4. 看護倫理、生命倫理の基本的能力を育成します。 5. 他の医療職や他職種と協働し、補完しあえるスキルミックスの基盤能力を育成します。 6. 国際的視野と国際的に活躍できる能力を育成します。 7. 連携する国立病院機構の豊富な臨床現場を活用し、実習等を通して、総合的、自律的判断に基づく看護実践能力を修得し、臨床現場に強い実践者を育成します。 	<p>東が丘・立川看護学部看護学科においては、看護・看護学を理解し、21世紀の高度医療に対応できる tomorrow's Ns を目指す上で必要とされる以下の能力を修得したと認められる者に学士(看護学)の学位を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな知性と人間性に支えられて、倫理的な意思決定に基づく看護を自律的に実践できる能力。 2. 看護・看護学の基盤となるヒト・人・人間に関連した基礎科学及び看護学に関する知識・技術を修得し、科学的・相互的な思考・判断に基づいて自律的に看護を実践できる能力。 3. 看護の対象者や医療従事者等との適切なコミュニケーションを取りながら看護を実践できる能力。 4. 発展・進化する看護の知識・技術を積極的に探求し、自らも看護・看護学の発展に創造的に係わることができる能力。 5. 国際的な視野の下で、看護・看護学の専門性を発揮し地域社会、国際社会に貢献できる能力。

	入学者受け入れの方針	教育課程編成・実施の方針	学位授与の方針
千葉看護学部 看護学科	<p>総合問題では、医療・保健・福祉に関する設問を通して、柔軟な思考力・判断力、的確な表現力の評価を行います。面接では、意欲・表現力・主体性・人間性などに重点を置いた評価を行って、多面的・総合的に判定します。</p> <p>一般入試（A日程） 個別学力検査により、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力を重点的に評価し、選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて数学・理科の2教科4科目の中から1科目を選択解答する方式により、いわゆる理系科目の基礎学力に重点をおいた学習能力を判定します。</p> <p>一般入試（B日程・C日程） 個別学力検査により、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力を重点的に評価し、選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて国語・数学・理科の3教科5科目の中から2科目を選択解答する方式により、文系・理系を問わず受験者の履修状況に応じた学習能力を判定します。</p> <p>大学入試センター試験利用入試 大学入試センター試験の得点に基づき、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力に重点を置いて選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて国語・数学・理科の3教科5科目の中から2科目を選択解答する方式により、文系・理系を問わず受験者の履修状況に応じた学習能力を判定します。</p> <p>千葉看護学部では、東京医療保健大学の方針に基づいて、地域完結型の医療保健に積極的に参画できる看護専門職を育成します。そのために、今、みなさんが持っている柔軟性と応用力をさらに強化して、あらゆる人の生活をより充実したものにするために、サポートする能力を培うことを志向する人を求めています。日ごろから他者への興味・関心を持ち続け、相手の話を聴いて、その人の願いを実現するために自分にできることを探そうとする姿勢が求められます。</p> <p>また大学入学後は、ボランティアや部活、課外活動など、生活者としてのさまざまな体験をされることを希望します。それが、さまざまな世代と立場の人との関わりの際に役に立ちます。また、それらの特別な場だけでなく、日常生活の中であっても、出会う人や何気ない景色やニュースから、人々の幸せとは何か、「未来」を生み出す「今」を考え、自分なりの意見を持つことが可能です。看護専門職は大学を卒業し、国家試験に合格したら「完結」するわけではありません。看護職となってからも新しい知見を身につ</p>	<p>1. 高度な看護が実践できるために『看護実践能力』、『段階的判断能力』及び『柔軟な創造力』の3つの能力を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『看護実践能力』とは、社会人としての一般的な教養を備えた上で、確かな専門知識をもとに安全で安楽な看護技術を提供できることと、これに加えて、関係する患者・家族及び多職種と協働するためのコミュニケーション能力をもとにチーム医療を推進する能力です。 ・『段階的判断能力』は、起きている複雑な現象を多角的にとらえ、専門知識をもとにタイムリーな論理的決定を繰り返し、積み上げる能力のことです。また、この中には倫理的な判断が必須です。 ・『柔軟な創造力』とは、正解のない現代医療・介護の現場で、サービスを利用する人びとにとってよりよいケアと環境とを創造し提案する能力です。これには、現状分析力と総合判断力及び人々に真摯に向き合う姿勢が必要です。 	<p>地域完結型の保健・医療において看護に期待される役割を果たすとともに、社会の変化に応じて継続的に発展し、看護の新たな価値を創造していく基盤となる力として、以下の能力を修得したと認められる者に学士(看護学)の学位を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな教養と人間性に支えられ、人間としての思いやり・人との絆・生命への畏敬・倫理観を持って看護を実践できる能力。 2. 人びとと社会に対する幅広い知識と医療・看護に関する専門知識・技術を論理的・統合的に活用し、様々な健康段階にある人びとの安心で充実した暮らしを支える看護を実践できる能力。 3. 看護サービスを受ける人びとや他職種と効果的な関係を構築し共通の目的達成に貢献できる連携・協働能力。

	入学者受け入れの方針	教育課程編成・実施の方針	学位授与の方針
	<p>けて自分の力で成長し続けます。大学では4年間の在学期間だけでなく、卒業後も自律して成長し続けることができるための基盤を形成します。</p> <p>そのために、常に広い視野で、かつ深く、見つめようとする意志を持つ人材を求めています。</p> <p>なお、本学科を希望される方は理科の選択科目において、「生物基礎」又は「生物」及び「化学基礎」又は「化学」を履修されていることを望みます。</p> <p>各入試における評価内容等は次のとおりです。</p> <p>推薦入試 調査書により受験者の知識・技能の修得状況、特別活動における主体性や協働性、協働分野での卓越した能力などを把握します。小論文、面接では、意欲・思考力・判断力・表現力・主体性・人間性などに重点を置いた評価を行って、多面的・総合的に判定します。</p> <p>一般入試（A日程） 個別学力検査により、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力を重点的に評価し、選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて数学・理科の2教科4科目の中から1科目を選択解答する方式により、いわゆる理系科目の基礎学力に重点をおいた学習能力を判定します。</p> <p>一般入試（B日程・C日程） 個別学力検査により、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力を重点的に評価し、選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて国語・数学・理科の3教科5科目の中から2科目を選択解答する方式により、文系・理系を問わず受験者の履修状況に応じた学習能力を判定します。</p> <p>大学入試センター試験利用入試 大学入試センター試験の得点に基づき、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力に重点を置いて選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて国語・数学・理科の3教科5科目の中から2科目を選択解答する方式により、文系・理系を問わず受験者の履修状況に応じた学習能力を判定します。</p> <p>和歌山看護学部看護学科では、何事にも興味をもち主体的に学ぶ</p>	<p>2. カリキュラムの特色としては、基礎的な幅広い知識・教養を身につけるとともに論理力と統合力を強化する科目を設定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのち・人間の教育分野として専門職の教育分野の基盤となる論理力の向上をねらう科目と、社会の中の多様性を理解するための科目、コミュニケーション力の向上をねらう科目を複数設定しました。 ・専門職の教育分野では基本的な専門科目に加えて、社会の流れを敏感に察知するための科目や倫理的感受性を高める科目、及び論理力と統合力を高める科目を設定しています。 ・また、自身のキャリア及び組織について考える能力の基盤となる科目も複数設定し、学んだ知識を元に、卒業後も自己研鑽し続けることの必要性についての自覚を促します。 	<p>4. 看護専門職者として生涯を通じて自己研鑽し、看護実践力の向上と新たな課題発見・解決に向け自律的に取り組める能力。</p> <p>5. グローバル化・情報ネットワーク化に対応できる視野と語学・情報スキルを持って社会のニーズをとらえ創造的に応えられる能力。</p>

	入学者受け入れの方針	教育課程編成・実施の方針	学位授与の方針
和歌山看護学部 看護学科	<p>能力と、コミュニケーション能力を備え、さらに地域社会に関心を持ち、そこで生活する人々の健康を担う決意と高い志を持った学生を求めています。</p> <p>現在、和歌山県は人口の減少、高齢化、単独世帯の増加が進んでおり、地域で暮らす人々が病気や障がい、高齢になっても住み慣れた場所で少しでも長く自立した生活が続けられるよう支援することが地域社会の課題となっており、地域で暮らす人々の健康の維持・増進に貢献できる質の高い看護職が必要とされています。</p> <p>具体的には、高度急性期医療における看護や在宅で療養中の方々に対する支援や看護、和歌山県で今後起こりうる自然災害時などへの看護があげられます。そのためには、高度な判断力と確かな看護実践能力をもって、チーム医療の一員としての役割が果たせる看護職が必要となります。</p> <p>そこで、和歌山看護学部看護学科では、地域の特性を把握し社会・文化・人間と生活に対する理解を深め、豊かな人間性と倫理観をもち、多様な環境においてあらゆる健康レベルの対象に働きかけできる看護職、時代の要請に応える新たな看護を創造していくことができる看護職を育成していきます。</p> <p>なお、本学科を志望される方は、入学後の専門科目の履修の基盤となりますので、理科の選択科目において「生物基礎」又は「生物」及び「化学基礎」又は「化学」を履修されていることを望みます。</p> <p>各入試における評価内容等は次のとおりです。</p> <p>推薦入試 調査書により受験者の知識・技能の修得状況、特別活動における主体性や協働性、特定分野での卓越した能力などを把握します。小論文、面接では、意欲・思考力・判断力・表現力・主体性・人間性などに重点を置いた評価を行って、多面的・総合的に判定します。</p> <p>一般入試（A日程・C日程） 個別学力検査により、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力を重点的に評価し、選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて国語・数学・理科の3教科5科目の中から1科目を選択解答する方式により、文系・理系を問わず受験者の得意</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本学科では、看護の対象である人間とその生命を尊重できる倫理観を持ち、豊かな人間性と確かな看護実践能力を育成することをカリキュラムの主軸とします。 2. 「豊かな人間性を育む分野」、「看護の基盤をつくる分野」、「看護実践能力を高める分野」の3分野でカリキュラムを構成し、『看護実践能力』『課題対応力』及び『自己教育力』の3つの能力を育成します。 3. 人間や生命・生活・地域・社会・文化等の幅広い知識を習得し、豊かな人間性と教養を身に付けます。 4. 高度な判断と実践の基礎となる看護学の知識・技術を修得し、あらゆる場や状況において、対象の健康課題を捉え解決できる看護実践能力を涵養します。 5. 専門的な知識・技術を順序性、体系性を持って修得できるような教育課程を編成し、提供します。 6. 時代や社会が求めているものを見据え、質の高い看護を創造し続けられるよう自己教育力を涵養します。 7. 国際化・情報化が進むグローバルな社会で貢献できるよう、幅広い視野や語学力やコミュニケーション技術を修得できる教育課程を提供します。 8. 多職種や看護の対象となる人々・その家族と関係を築き、連携・協働するための基礎的能力を涵養します。 	<p>和歌山看護学部看護学科においては、以下の能力を修得したと認められる者に学士(看護学)の学位を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな教養と人間性に支えられ、人間としての思いやり・人との絆・生命への畏敬・倫理観を持って看護を実践できる能力 2. 人間と社会に対する幅広い知識と地域社会における人々の生活と健康の観点から医療・看護に関する専門知識と技術を持って看護を実践できる能力 3. 看護の対象となる人々や多職種と連携・協働して看護を展開できるコミュニケーション能力 4. 生涯を通じて自己研鑽し、看護実践の向上と新たな課題解決のために意欲的に取り組める能力 5. 国際化・情報化に対応できる幅広い視野と語学力・スキルを持って社会の要請に応えられる能力

	入学者受け入れの方針	教育課程編成・実施の方針	学位授与の方針
	<p>とする科目での受験を可能とし、受験者の特性に応じた学習能力を判定します。</p> <p>一般入試（B日程）</p> <p>個別学力検査により、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力を重点的に評価し、選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて国語・数学・理科の3教科5科目の中から2科目を選択解答する方式により、文系・理系を問わず受験者の履修状況に応じた学習能力を判定します。</p> <p>大学入試センター利用入試</p> <p>大学入試センター試験の得点に基づき、高等学校教育で培われた知識・思考力・判断力に重点を置いて選抜を行います。英語を必須とし、それに加えて国語・数学・理科の3教科5科目の中から2科目を選択解答する方式により、文系・理系を問わず履修状況に応じた学習能力を判定します。</p>		